

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 3 月 7 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 8 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 令和 4 年度 洞爺湖町当初予算編成の考え方について
令和 4 年度 教育行政執行方針について
日程第 6 一般質問について
日程第 7 同意第 7 号 農業委員会委員の任命について
同意第 8 号 農業委員会委員の任命について
同意第 9 号 農業委員会委員の任命について
同意第 10 号 農業委員会委員の任命について
同意第 11 号 農業委員会委員の任命について
同意第 12 号 農業委員会委員の任命について
同意第 13 号 農業委員会委員の任命について
同意第 14 号 農業委員会委員の任命について
同意第 15 号 農業委員会委員の任命について
同意第 16 号 農業委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 7 まで議事日程に同じ

出席議員 (12 名)

1 番	越 前 谷 邦 夫 君	2 番	大 久 保 富 士 子 君
3 番	篠 原 功 君	4 番	大 屋 治 君
5 番	立 野 広 志 君	6 番	五 十 嵐 篤 雄 君
7 番	千 葉 薫 君	8 番	今 野 幸 子 君
9 番	下 道 英 明 君	10 番	石 川 邦 子 君
11 番	板 垣 正 人 君	12 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	武 川 正 人 君
総務部長	佐 野 大 次 君	経済部長	若 木 渉 君
洞爺総合 支 所 長	高 橋 秀 明 君	総務課長	高 橋 謙 介 君
危機管理 室 長	仙 波 貴 樹 君	税務財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君
住民課長	後 藤 和 郎 君	健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君
健康福祉 センター長	末 永 弘 幸 君	観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君
産業振興課 長兼新型コ ロナウイルス特別 対 策 室 長	原 信 也 君	環境課長	佐々木 勉 君
上下水道 課 長	篠 原 哲 也 君	庶務課長	兼 村 憲 三 君
農業振興 課 長	片 岸 昭 弘 君	洞爺湖温 泉支所長	金 子 信 之 君
会 計 者 管 理 者	金 子 真 優 美 君	教育長	皆 見 亨 君
管 理 課 主 幹	尾 崎 文 郎 君	社会教育 課 参 事	角 田 隆 志 君
社会教育 課 長	野 呂 圭 一 君	代表監査 委 員	山 口 芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志 書 記 阿 部 は る か

美 曉 村 木 係 務 庶

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和４年３月会議を開会します。

現在の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、８番、今野議員、９番、下道議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第２、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

五十嵐委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） 読み上げて報告とさせていただきます。

所管事務調査報告書。

令和４年３月７日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

- １、調査事項、洞爺湖町議会令和４年３月会議の運営について。
- ２、調査日、令和４年２月28日、月曜日。
- ３、出席委員、私外石川副委員長、越前谷委員、立野委員、千葉委員。
- ４、委員外、大西議長、板垣副議長に出席をいただいております。
- ５、説明員、武川副町長。
- ６、結果。

洞爺湖町議会の会期に関する条例第２条第１項に基づく洞爺湖町議会令和４年３月会議について、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、３月７日から３月14日まで。

審議日程について、裏面に日程については記載されておりますが、後でご覧いただきたい

と思いますが、裏面のとおり本会議でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手の消毒を行うこととする。傍聴者についても入室前に手の消毒を行っていただくとともに、マスクを着用し、間隔を開けて着席いただくこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から14日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 洞爺湖町議会令和4年3月会議に、町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

（1）として、金員の寄附でございまして、ふるさと納税寄附金として、今回、個人匿名で286件、累計で6,355件でございます。今回の金額、寄附金が677万円、累計で1億3,163万5,000円でございます。

（2）として、物品の寄附でございます。NPO法人洞爺にぎわいネットワーク理事長、福井政吉氏。乗用タイプのブラシシステム1台、これは人工芝管理用機械でございます。併せて、トラクター搭載スーパー1台、これも同じく人工芝管理用機械でございます。

二つ目に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

日本国内での新型コロナウイルス感染症の感染者数の爆発的な増加により、1月27日から北海道にまん延防止等重点措置が発令され、適用期間が再度延長されるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、65歳以上の方に対する3回目接種を開始し、2月末現在で、65歳以上1,995人、率にして54.2%、全体では2,624人に対して34.9%の方々が3回目の接種を完了しております。

今後は、64歳以下の方への3回目接種を拡大し、また、5歳から11歳の児童に対する初回接種を3月8日から開始することとしております。

また、今後も、国や北海道と連携し、感染症のまん延防止や住民と事業者への支援に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願い申

し上げます。

なお、事業者に対する支援事業について、補正予算案を本会議に提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目として、2月21日から23日にかけての大雪についてでございます。

急速に発達する低気圧や強い冬型の気圧配置により、胆振西部に活発な雪雲が流入し、2月21日未明から22日夜にかけて大雪となりました。

洞爺湖町では、22日7時55分に大雪警報が発表されたことから、直ちに警戒体制に入り、情報収集に努めました。

積雪量は、町独自の計測により、21日から23日の早朝まで59センチメートルの積雪となっておりますが、地域によっては1メートル程度の積雪があったと確認しております。

現在までに確認されている被害としましては、農業用ビニールハウスの全壊1棟、半壊1棟及び一部損壊1棟の合計3棟が被災し、被害総額43万2,000円との報告を受けております。

また、今回の大雪に対する町の除雪体制でございますが、これまで経験したことのない積雪量であったことから、通常の除雪体制では追いつかず、特に虻田地区においては、温泉地区や洞爺地区からの応援のほか、除雪の委託事業者以外の事業者にもご協力いただき、路線の通行確保を図ってまいりました。

さらに、避難行動要支援者の方々には、直接、電話連絡により状況確認を行ったほか、町内の各自治会長や民生委員の方々へも電話による状況確認を行い、町職員が手分けをして支援が必要な方々への除雪対応を行ってまいりました。

今現在も道路幅員が狭い箇所も残っており、町民の皆様にはご不便をおかけしている状況ではございますが、安心安全な道路の通行確保に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

四つ目に、墓地等に関する意識調査についてでございます。

近年の少子高齢化により、お墓の維持管理が困難になり、共同で利用する合葬墓や納骨堂に遺骨を移す「墓じまい」や継承者が不在となる無縁化の増加、新たな形態の墓地を求めるニーズの多様化など、お墓に対する環境が大きく変化しております。

このような中、町民のお墓の実態把握と合葬墓の必要性を検討する上での基礎資料とするため、昨年12月下旬から本年1月31日までの間、町民対象のアンケート調査を行いました。

調査は、虻田地区、洞爺湖温泉地区、洞爺地区の3地区に分けて無作為に抽出した20代から70代までの合計1,000世帯に調査票を郵送し、回収数は416件、回収率は41.6%でございました。

合葬墓に関する設問では「必要だと思う」と回答された方が6割を超え、特に虻田地区ではその傾向が顕著に現れておりました。

今回の調査により、合葬墓の需要が一定程度あると確認されたことから、今後は、当町にふさわしい合葬墓の形態や規模、場所の選定などの課題の洗い出しを行い、合葬墓設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

5として、公共下水道事業特別会計に係る消費税の修正についてでございます。

このたび、平成29年度、平成30年度の公共下水道事業特別会計に係る消費税申告額について、室蘭税務署の確認依頼を受け、当時の確定申告書類の点検作業を実施した結果、過少申告が確認されました。

内容といたしましては、消費税の確定申告書の計算シートにおいて、課税売上高の金額入力欄に税込額を入力すべきところ、税抜額を誤入力したことにより、過少申告となったものでございます。

本年1月12日に室蘭税務署を訪問し、お詫びと修正申告について協議を行い、3月末日までに修正申告及び追加納付を行うことで了解をいただいているところでございます。

今回の件につきましては、過年度における不適切な事務処理事案でございますが、庁内全体の事務事業全般の問題として、再度点検を徹底して行うよう強く指示したところでございます。

たび重なる不祥事が続き、町政の信頼回復及び再発防止に組織を挙げて取り組む中でこのような事案が再度確認されたことは誠に遺憾であり、議員並びに町民の皆様に重ね重ね深くお詫びを申し上げる次第でございます。

なお、本議案に係る関係職員につきましては、厳正な処分を行ってまいります。

六つ目に、各種事務事業の取組状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。

なお、事務事業の朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議の間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

（１）食材の寄附として、洞爺湖町学校給食センターへ。伊達市鹿島町20番地1、噴火湾胆振海区漁業振興推進協議会会長、伊達市長、菊谷秀吉氏。ホタテ貝、304キログラムでございます。

（２）食品（菓子）の寄附として、町内の保育所、小中学校、とうやこ幼稚園、虻田高等学校へ。洞爺湖町洞爺湖温泉108番地、代表取締役社長、若狭健司氏、北海道あなかぼちゃ6個入り149箱で894個でございます。

二つ目としまして、「縄文遺跡を活用した地域づくり勉強会」の開催についてであります。伊達市、洞爺湖町にある博物館や縄文遺跡などの地域資源を活用した地域づくりを推進する「伊達洞爺湖ミュージアム地域振興プラットフォーム（事務局は室蘭開発建設部）」の主

催により、「縄文遺跡を活用した地域づくり勉強会」が2月16日にオンラインにより開催されました。

室蘭市、伊達市、洞爺湖町、函館市のそれぞれの会場をオンラインで結び、当町では入江・高砂貝塚館において、アプタ・フレナイの会やガイドボランティア9名が参加しました。

勉強会では、伊達市及び洞爺湖町、函館市の取組事例の紹介や意見交換などを行い、「本地域でできること」を考えるきっかけづくりの場として、今後の活動などを話し合いました。

今後も、縄文文化に対する関心を高めていただき、入江・高砂貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値の発信に向けて、関係機関や構成市町、町民の皆様と情報を共有し、より一層の連携を図りながら取り組んでまいります。

三つ目として、各種事務事業の取組状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。
なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第8号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

千葉委員長。

○経済常任委員会委員長（千葉 薫君） それでは、報告をさせていただきます。

報告第8号所管事務調査報告書。

令和4年3月7日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

経済常任委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

- 1、調査事項、洞爺湖町商工会の現況と課題について。
- 2、調査日、令和4年2月4日、金曜日。
- 3、出席委員、私の外大屋副委員長、篠原委員、立野委員、石川委員、板垣委員。

4、説明員等、洞爺湖町商工会 鈴木会長、傳副会長、山戸副会長、八反田事務局長、茶畑経営指導員、加藤経営指導員、内村補助員、升田記帳専任職員。産業振興課、原課長、田所主幹。

5、調査結果。

会員数は、令和4年1月現在で310名、前年度調査時から6名増となっている。令和3年末までの会員加入者13名、脱会者7名となっている。会員の確保に組織全体で取り組んでおり、脱会者については高齢化によるものである。令和3年度の予算については、総額6,887万円で、町から補助金が2,866万円となっている。主な事業の取組状況などについては、以下のとおりである。

令和3年度においても、コロナ禍による地域経済への影響が非常に大きく、前年度と同様に影響調査を行っているが、全ての業種で前年度より収益が落ち込んでおり、大変厳しい状況が続いている。

地域経済の活性化促進の取組として、新型コロナウイルスワクチンの職域接種を実施するなど、地域における接種の加速化に努めた。また、事業者支援として、プレミアム商品券発行事業、飲食店の宅配事業などを実施している。先が見通せない状況にあり、経営資金繰りが苦しくなる事業者が出てくるとも予想され、今後はその対策支援も必要となってくる。

商工会においては、職員が一丸となり通常の業務とコロナ禍による多様な業務の対応に当たっているが、以前にも増して財政的に厳しい状況下にあり、町のさらなる支援助成が不可欠となっている。

続きまして、所管事務調査その2でございます。

1、調査事項、いぶり噴火湾漁業協同組合の現況と課題について。

2、調査日、令和4年2月4日、金曜日。

3、出席委員、私の外に大屋副委員長、篠原委員、立野委員、石川委員、板垣委員。

4、説明員等、いぶり噴火湾漁業協同組合 福島副組合長、阿部理事、内海理事、瀬野尾代表監事、合田専務理事、川村参事、木村部長。産業振興課、原課長、田所主幹。

5、調査結果です。

令和3年3月末の組合員数は44名、漁協全体では231名で、ホタテ養殖経営体が26世帯、全体118世帯となっている。

令和2年度の水揚量は、全体で3,039トン、6億4,018万円、組合全体9,785トン、20億6,546万円であり、前年度の水揚量から大幅減となっており、依然として漁業者全体は厳しい経営が続いている。

近年においては、漁業者の高齢化や経営の厳しさから漁業者の減少が進んでおり、労働力不足から年々外国人労働者への依存度が高くなっている。現在は、コロナ禍により外国人労働者が入国できない状況にあることから、さらに苦しい状況となっており、漁業の就労対策の課題解決に向けた支援が必要となっている。

また、ホタテ養殖においては、単価的には回復してきているが、原油の高騰による影響を

受けている。漁業共済による減収補填制度があるが、算定基準が厳しいことから、見直しを求めている。

コロナ禍により、さらに厳しい経営状況にあることから、今後も漁業者への経営支援対策に向け、町が主体となり、定期的な協議や情報交換を行うとともに、国や北海道に対し、支援助成を求めていくことも重要となっている。

所管事務調査その3です。

1、調査事項、洞爺湖温泉観光協会の現況と課題について。

2、調査日、令和4年2月8日、火曜日。

3、出席委員、私の外大屋副委員長、篠原委員、立野委員、石川委員、板垣委員。

4、説明員等、洞爺湖温泉観光協会、大西会長、高橋副会長、藤川事務局長。観光振興課、田仁課長。

5、調査結果でございます。

洞爺湖温泉の宿泊数は、令和2年度が24万3,000人、令和3年度は12月現在で19万4,000人となっている。コロナ前には全体の45%を占めていた外国人観光客は皆無となっており、厳しい状況が続いている。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種の加速化を図るため、商工会とともに職域接種を実施、国内の観光需要喚起対策として宿泊割引やロングラン花火大会の延長などを実施。また、海外の旅行会社とのオンライン商談会、道内修学旅行生の集客に向けた取組なども行っている。

令和4年度においては、ポストコロナを見据えた3点の独自事業を予定している。地場産物の提供、販売を目的とした地域独自のクーポン券発行・特産品販促事業、ワーケーションの推進を図るための市場調査事業、洞爺湖有珠山ジオパーク・入江高砂貝塚などの町の地域観光資源を積極的にPRする魅力創出事業の実施に取り組みたいとしている。また、公共施設におけるWi-Fi環境整備やSDGsへの取組を加速させる必要があるとしている。

洞爺湖温泉観光協会が計画している事業の実施においては、今後における観光産業の回復と維持を図る上で重要な取組となっており、行政における積極的な支援助成が必要である。また、地域観光資源の利活用に当たっては、一定の地域に限らず、町に賦存する利用可能な資源をうまく活用するとともに、行政と協会が一体となり、取組を進めていただきたい。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑など受けたいと思いますが、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎令和4年度洞爺湖町当初予算編成の考え方並びに教育行政執行方針

○議長（大西 智君） 日程第5、令和4年度洞爺湖町当初予算編成の考え方並びに教育行政

執行方針についてを議題といたします。

まず、令和4年度洞爺湖町当初予算編成の考え方の説明を求めます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 令和4年度洞爺湖町当初予算編成の考え方について述べさせていただきます。

初めに、私は、平成22年4月から3期にわたり、未来につなげるまちづくりを基本理念に掲げ、各産業の振興と3地域の発展を柱に防災対策、福祉・子育て支援の充実、生活環境の改善、安定した公共サービスの提供など、町民の皆様が安心と希望を持って暮らすことのできるまちづくりに全力で取り組んでまいりました。

この間、平成30年9月に発生した胆振東部地震、さらに、一昨年から世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症という未曾有の大災害が発生しました。世界的な感染症拡大の影響は、観光地である当町に甚大な被害を及ぼし、その脅威は今もなお継続しております。ワクチン接種を含めた感染予防対策の徹底と生活支援、事業者支援など、地域と経済の活性化が急務となっています。

これまで、町民の皆様、事業者の方々には、長期にわたり多くのご苦勞やご負担をおかけする中、ご理解とご協力をいただいていることに改めて感謝を申し上げます。

コロナ禍ではございますが、令和3年7月に入江・高砂貝塚を含む北海道・北東北縄文遺跡群が世界文化遺産に認定され、これまでユネスコから認定いただいております洞爺湖有珠山ジオパークと併せまして、二つのユネスコの認定を得たことにより、洞爺湖町の地域資源の世界的価値が証明されました。

今後は、コロナ禍で大変厳しい財政運営を強いられることが予測されますが、この二つの財産を基軸として、様々な地域資源の活用による地域経済の再生と交流人口の拡大に努めるとともに、ふるさと納税の拡大による新たな財源の確保や関係人口の拡大による地域の活性化など、町民の皆様並びに議員各位の深いご理解とご協力を賜り、この難局を乗り越え、コロナ収束を見据えた関連施策を重点的に推し進めてまいります。

それでは、令和4年度洞爺湖町一般会計並びに特別会計、企業会計の当初予算、関連する条例改正など、議案のご審議をいただくに当たり、今年度当初の予算編成の考え方について申し上げます。

令和4年度予算は、経常経費を主体とした骨格予算としてご審議いただくべきところではございますが、行政の継続性、さらには計画事業の推進などもありますことから、その必要経費につきまして、当初予算に計上させていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

このようなことから、役場本庁舎の長寿命化事業、西いぶり広域連合に対する新中間処理施設建設事業負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業等を当初予算として計上しております。

また、町民の暮らしを守り、安定した行政サービスを確保するため、医療・福祉、防災・

減災などの安心・安全対策や4月から新年度に合わせた子育て・教育分野への対応、前年度からの継続事業など、年度当初から取り組むことが必要な事業は、骨格予算に組み込み計上しております。

この結果、一般会計予算総額は69億7,000万円となり、前年度比5.1%の減額となりました。

また、特別会計、企業会計については、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の医療・福祉関係の予算、下水道事業、水道事業、簡易水道事業の生活に欠かせない予算は、原則、年間の所要見込額を例年どおり計上しております。

一般会計の予算編成状況でございますが、歳入は、町税で固定資産税の前年度減免額を増額、入湯税で新型コロナウイルスの影響による減額等を見込み、地方交付税は国の地方財政計画における一般財源総額の伸び率、前年度交付実績を勘案し増額、寄附金はふるさと納税の推進により増額を見込んでおります。

また、後年度の財政負担を軽減するため、繰入金として、みんなの基金（ふるさと納税積立金）、合併地域振興基金、公共施設等整備基金等を活用し、歳入不足については財政調整基金を取り崩して補填しております。

公債費は合併特例事業債等の償還により増額、積立金はふるさと納税、入湯税増税分の積立てにより増額、人件費は退職手当組合追加負担金や会計年度任用職員の継続雇用等に伴い増額となっておりますが、普通建設事業費等それ以外の経費については、骨格予算により減額となっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度国の補正予算により当町に配分された地方創生臨時交付金を活用したコロナ対策予算については、今後の感染状況の推移を見極めながら、ポストコロナ時代に対応した感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、「感染症の拡大防止」、「町内景気の回復」、「町民生活の安定化」に寄与する事業に取り組み、町民の命と健康、安定的な暮らしを守り、地域経済の速やかな回復を目指すため、適宜補正予算により柔軟に対応してまいります。

令和4年度の予算規模であります。一般会計では69億7,000万円、前年度比5.1%の減。国民健康保険特別会計におきましては12億9,160万円、前年度比4.3%の減。公共下水道事業特別会計では6億7,377万円、前年度比29%の減。介護保険特別会計においては12億121万円、前年度比0.4%の増。簡易水道事業特別会計では1億3,974万円で、前年度比7.3%の増。後期高齢者医療特別会計では1億7,126万円、前年度比4.2%の減。水道事業会計では、収益的収支で2億5,881万円、前年度比で0.5%の増、資本的収支では2億3,773万円、前年度比で10.4%の増として編成いたしました。

以上、令和4年度の当初予算編成の考え方について述べさせていただきました。議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、教育行政に係る基本的な考え方や施策につきましては、教育長より教育行政執行方針として申し上げますが、新たな教育施策の大綱に定める目標や基本方針の実現に向け、教育委員会とも連携をしてまいります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 続いて、教育行政執行方針の説明を求めます。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 令和４年度の教育委員会所管の主要な方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症という人類を脅かす新たな感染症の発生から、はや２年が経過しましたが、いまだに収束を見通せない厳しい状況が続いています。

これまで当たり前であった日常が大きく変わり、将来の予測が困難な時代に直面しています。

このような中であって、国の定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、事業の継続が求められる事業者として定められている小中学校や保育所、そして放課後児童健全育成事業（学童保育）については、その使命を果たすべく、懸命な取組を進めてまいりました。

今後においても、様々な感染対策を図りながら、ＧＩＧＡスクール構想に基づく児童生徒１人１台の端末環境によるＩＣＴ教育活動の推進など、教育委員会が所管する各種事業等に、引き続き取り組んでまいります。

また、第２次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンにつきましては、平成２９年度を初年度とする１０年間の計画期間の５年を経過しますことから、中間見直しを行ってまいります。

以下、主な方針を申し上げます。

第１は、幼児期の保育及び教育の推進であります。

幼児期は生涯にわたる人間形成の根幹として重要な時期であり、「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を尊重し、幼児教育を推進します。

子どもたちが集団の中で遊びや生活を通して、個々の年齢や発達の状況に応じて、生きる力を培うことができるような保育を進めるとともに、幼保間の交流や小学校へのスムーズな連携、接続を重視した環境づくりに努めます。

本町保育所と入江保育所の統合については、みんなの森公園を新たな統合移転先として、本年度は基本設計の策定に向けた取組を進めてまいります。

また、一時預かり保育事業については、継続して実施します。

幼児教育無償化の対象とならない保護者への支援として、利用者負担額（保育料）や副食費を現行の２分の１とする軽減対策を引き続き実施します。

第２は、学校教育の推進であります。

新型コロナウイルス感染症から子どもたちの命と健康を守るために、「学校の新しい生活様式」に基づき、きめ細かな感染症対策と「確かな学力」、「健やかな身体」、「豊かな人間性」の向上を図り、社会で生きていくための力の育成を図ります。

学校が地域の核となり、地域全体で子どもたちを支える仕組みのコミュニティスクール（学校運営協議会）の活動を推進し、地域とともにある学校づくりに努めます。

また、小学校、中学校ともに、ＧＩＧＡスクール構想の下、ＩＣＴ（情報通信技術）を取

り入れた教育の充実に引き続き努めます。

小・中連携教育については、乗り入れ授業を引き続き実施するとともに、一貫教育制度についての調査研究を引き続き進めます。

教育指導専門員、学習支援員、外国語指導助手などを引き続き配置するとともに、外国から転入する児童生徒への支援員の配置など、学校運営や授業の充実に支援します。

学力向上については、洞爺湖町教育改善推進事業による取組や、町単独の学力検査、中学生対象の各種検定料助成を引き続き実施し、児童生徒個々の学習活動における課題を見据え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組により、確かな学力の定着を図ります。

特別支援教育については、支援員や介護員を継続配置します。

幼児期から使用できる個別支援ファイルの活用を浸透させ、「指導計画」、「教育支援計画」の充実に引き続き努めます。

ふるさとへの愛着と誇りを育むための「ふるさと教育」を推進し、環境教育、防災教育については重要なテーマとして、洞爺湖有珠火山マイスターネットワークなど、専門家や関係機関の協力を得ながら、一日防災学校や噴火遺構の学習などを連携して行います。

道徳教育については、発達段階に応じた基本的な規範意識や公正な判断力、自らを律しつつ粘り強くたくましく生きる力、かけがえのない自他の生命を尊重する心など、豊かな心の育成に努めます。

いじめ、問題行動、不登校等については、学校、家庭、地域及び関係機関の連携により、適切な対応に努めます。

特に、いじめについては、「洞爺湖町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止及び早期対応に取り組みます。

また、不登校児童生徒については、教育指導専門員や学校、そしてスクールカウンセラー（心のケア支援員）など、関係者が連携して柔軟な取組を進めます。

体力の向上については、各学校の取組を支援します。

健康を守る取組としては、むし歯予防のためのフッ化物洗口事業を継続して実施します。

通学路については、地域の方々や関係機関などで構成する洞爺湖町通学路等安全推進会議において検討し、安全確保に努めます。

また、交通安全教室などを通して、子どもの安全対応能力を高めるとともに、防犯協会などの協力をいただき、地域で子どもたちを守り育てる体制づくりに努めます。

洞爺地区等高校生通学費等助成事業につきましては、継続実施するとともに、制度の在り方について、引き続き検討を進めます。

虻田高等学校は、地域連携特例校となり再編基準の緩和とともに、地域との連携が求められています。虻高未来づくりフォローアップ活動推進委員会とも連携し、地元の中学生の入学増を図るなど、支援を継続実施するとともに、魅力ある学校づくりのためのフォローアップ活動に取り組みます。

学校施設等については、施設などの破損、修繕状況等を確認しながら、順次改善を図るとともに、施設長寿命化計画に沿い、年次的な改修を進めます。

老朽化が進む虻田中学校の施設について、今後の方向性を関係機関や北海道教育委員会との協議を引き続き進めます。

多忙を極める教員の働き方改革については、時間外勤務の縮減に向けた取組を進めます。併せて、中学校の部活動についても、洞爺湖町立学校に係る部活動方針に基づき、取り組みます。

中学生による姉妹都市箱根町との親善交流の実施や洞爺湖子ども芸術文化フェスティバルについても、全校児童生徒参加の開催とし、学校間、世代間交流の充実を支援します。

町育英資金貸付及び給付事業について、さらなる制度の充実を図り、地域社会で活躍することができる人材育成につなげるため、引き続き、進学、就学の支援を行います。

学校給食については、より一層の安全安心な給食提供に努めます。

給食を通して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の育成とともに、地域の特色を活かした魅力ある給食の提供を図ります。併せて、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るとともに、適正な衛生管理や施設管理を進めてまいります。

また、給食センターの統合を含めた今後の方向性については、洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会で検討を進めていましたが、現有施設の改修による統合で意見がまとまりました。今後は、統合後の給食内容などのソフト面についての検討委員会を新たに立ち上げ、引き続き検討を進めます。

第3は、社会教育の推進であります。

「第3次洞爺湖町社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域がより一層連携をし、世代を超えた人との触れ合いや様々な体験活動を通して、心豊かに学び続けることができるよう、当町の教育資源を活用した学習や文化・スポーツ活動など、地域の皆さんとともに推進します。

幼児期の学びについては、親子の触れ合いや望ましい生活習慣の定着を推進する「子育てメソッド（子育ての仕方）形成事業」や、7か月健診時に絵本を提供する「ブックスタート事業」を引き続き実施し、家庭教育に関する情報提供や母親同士の仲間づくりの機会を提供する「子育てセミナー」についても支援します。

少年の学びについては、デジタルゲームやスマートフォンなどの電子機器の普及により、他者との関係づくりに課題が生じている現状を踏まえ、「とうや湖GENKIDS」における各種自然体験活動や、ジュニアリーダー研修によるリーダーの養成を通じて、異年齢間の交流の場や拠点づくりを推進し、コミュニケーション能力の向上を図ってまいります。

三豊市との交流事業「ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアー事業」については、交流実施時期の調整を図り、引き続き両市町の友好関係を一層深めるよう取り組みます。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、子どもたちが楽しく、安心・安全に過ごせる環境の維持に努めます。

学校支援地域本部事業については、各小中学校のコミュニティスクール（学校運営協議会）と連携しながら、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。

地域未来塾事業については、小中学生を対象に放課後の学習機会を提供し、基礎学力の向上や学習の習慣を身につけることができるよう、引き続き、学校、地域と連携して一層の充実を図ります。

I C T遠隔教室事業については、初年度は参加者の評価も高く、学習意欲の向上につながっていることから、引き続きアイヌ政策推進交付金を活用し、高校入試における受験対策として、情報通信ネットワークにより東大生講師から質の高い授業を受け、確かな学力の習得を目指します。

青年・成人の学びについては、まちづくりのための人材育成を目的として、自主的、主体的に行う研修などの支援に努めます。また、地域活動への参加や幅広い学習機会の提供を行い、交流の促進を図ります。

男女共同参画事業については、「洞爺湖町男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会を実現するため、性別に関わりなく多種多様な職業が選択でき、育児や介護、社会参加活動などと仕事の両立が可能となる総合的な支援策や地域における女性団体活動の支援、女性リーダー育成研修への派遣を継続しながら取組を推進してまいります。

高齢者の学びについては、「いきいき学園」などを中心に、学習意欲の高揚や知識の習得を図りながら、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりに努めます。

また、高齢者の持つ豊かな知識や経験、能力を地域で生かせるよう支援するとともに、少年事業との異世代交流を進めます。

芸術文化の振興については、町内文化団体等との連携を図り、子どもから大人まで芸術文化に親しむ機会や優れた舞台芸術に触れる機会、各種サークルなどが日頃の活動成果を発表する機会の提供にそれぞれ努めます。

文化財の保存・活用の振興については、遺跡や郷土資料、伝統文化など、町内文化財に対する理解を深める機会の充実や文化財関係団体の育成と支援を行い、地域に根差した文化の継承に努めます。

昨年7月、世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、入江・高砂貝塚を中心として、引き続き周辺景観を含めた保全を図るとともに、関係自治体や町内関係団体と連携した活用に努めてまいります。

また、横断幕や案内サインの設置、インターネットを活用した展示ガイドなど、情報の発信と来訪者への利便性を高める取組を進めてまいります。

入江・高砂貝塚館については、学芸員を常駐し、体験学習や解説、ガイドボランティアの育成など、来訪者への理解を深めていただけるよう努めるとともに、通年開館に向けた判断材料とするため、冬期間の開館を試験的に実施してまいります。

虻田郷土資料館並びに洞爺郷土資料室については、地域ごとに特色ある収蔵に努め、適切

な保存と展示に努めます。また、学校教育と連携し、子どもたちに郷土の歴史に対する知識と理解を広げるため、資料に触れる機会をつくります。

町内の指定文化財についても、地域の大切な資源と捉え、適切な保存と活用を図ります。また、貴重な郷土芸能の保存・伝承のため、町内3地区の獅子舞保存会の活動を支援してまいります。

読書活動については、子どもから大人まで自主的な読書活動を促すため、図書検索システムの利用促進を図り、図書施設の利用促進に努めます。

また、関係団体の協力を得ながら実施している「読書感想画・読書紹介事業」は、小中学校との連携の下、読書活動の一層の推進を図ります。

スポーツ活動の推進については、体育協会などの関係団体やスポーツ推進委員との連携の下で、スポーツを通じた仲間づくりや健康・体力の維持増進を図るとともに、ニュースポーツの普及に取り組むなど、各種事業への参加促進に努めます。

社会教育施設及び社会体育施設については、適切な維持管理を行い、誰もが安心して利用することができるよう環境整備に努めます。

なお、本年度におきまして、洞爺湖町社会教育中期計画の第3次計画期間が満了することから、その成果及び現状や課題を踏まえ、これからの洞爺湖町に求められている生涯学習社会のあるべき姿を構築するため、「第4次洞爺湖町社会教育中期計画」を策定し、より充実した生涯学習社会の実現を目指し、その推進を図ります。

以上、令和4年度の主要な方針を申し上げます。

教育委員会といたしましては、直面する課題に全力で取り組むとともに、新型コロナウイルスの感染症の状況を冷静に見極めながら、学校、保護者、そして地域を含め、教育を支える関係者の皆様と連携を図り、子どもたちをはじめ、全ての町民の皆様が心豊かな生活を送ることができるよう、本町教育の充実に取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（大西 智君） 以上で、令和4年度洞爺湖町当初予算編成の考え方並びに教育行政執行方針についての説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開を11時15分といたします。

（午前11時02分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時15分）

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第6、一般質問を行います。

本日は、8番、今野議員、5番、立野議員の2名を予定しております。

初めに、8番、今野議員の質問を許します。

8 番、今野議員。

○8 番（今野幸子君） 共産党の今野幸子です。通告書に沿って質問させていただきます。

最初に、除雪対策の拡充について伺っていきます。

2 月の大雪は、私も長くここに住んでいますが、経験したことのないようなものでした。見たこと、聞いたこと、これらは本当に大変なものでした。まず、玄関を開けることができない、玄関を開けたものの一面に積もった雪、家の前から車を出すこともできない、歩くのも困難、雪をよけるにもどこへよけていいか分からないような状態、通勤や通学、そして通院などへの支障が生じていました。また、何台もの車があちらこちらで立ち往生になる状況が生まれていました。

除雪に当たっては、休む暇もなく対応に当たった職員や協力してくださった企業の方に本当に感謝します。しかし、今後のことも考えると、これではまだまだ心配なことが多く感じられます。

今回、除雪に当たり、何台の除雪車で、そして何名の運転作業員での作業をされましたか。また、手動の除雪機やスコップなどでの作業員、協力してくださった企業分についてもお聞きします。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 今回の大雪による除雪体制のご質問でございますが、21日から22日の大雪により、23日の除雪作業が一番多くの車両と作業員が除雪作業に携わったところでございます。

その23日の状況で申し上げますと、洞爺湖町全域で出動した除雪車両台数としましては、町の直営の除雪車両として虻田地区、温泉地区、洞爺地区、合計で7台、委託の除雪車両としては20台、その他委託以外で協力いただいた企業が1社ございまして、その協力車両1台を合わせた合計28台により町内の除雪作業を実施させていただいたところでございます。また、作業員につきましては、こちらも23日の状況で申しますと、車両を運転するオペレーター、町の直営で7名、委託業者で20名、協力企業で1名の合計で28名。

その他の作業員としまして、虻田地区の会計年度任用職員、歩道などの除雪員として4名、さらに23日は祝日でございましたけれども、環境課以外の町職員10名に応援を求め、国道と町道の接続部高低の段差の解消や支援を希望された高齢者の方の玄関先の除雪などを行っているところでございます。

それらの人数を合わせまして、23日の作業員数は、車両オペレーター28名とその他の作業員14名、合計42名で除雪作業を行ったところでございます。

24日以降も、委託、直営での除雪車両はフル稼働いたしまして、早期の除排雪に向けて努力してきたところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8 番（今野幸子君） 今言われました除雪車の稼働時間というのは、どのような状態でした

か。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 稼働時間というご質問ですけれども、除雪する路線の状況や車両の種類など、それぞれの状況によって稼働の時間はそれぞれ違うのですけれども、まず委託での稼働時間の多かった車両の状況を申し上げますと、運行記録によりますと、22日午前4時から翌日23日の午前2時まで、途中30分の昼食休憩を挟んでおりますけれども、時間にしますと21時間半、その後4時間の仮眠休憩を経て、午前6時から昼食休憩を挟んで午後7時までの12時間半、22日から23日の間、合計34時間の稼働時間ということになってございます。

また、直営による除雪も同様でございまして、22日の午前0時より同日午後7時半まで稼働し、その積雪が災害級であったことから、翌日の23日においても、多少の仮眠を挟み、午前0時より24時間近く稼働し、除雪作業を行ったところでございます。直営による除雪作業も、この二日間だけでも約38時間の稼働状況でございました。

また、この大雪に起因する除雪作業は、その後の拡幅作業や路面の生成などもございますことから、24日以降も作業自体はしばらく続いておりまして、直営のオペレーターも体力的、精神的にかなり厳しい状況の中、住民生活になるべく支障が生じないよう頑張ってきたというところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 多くの委託されたところ、またはその他の協力してくださった、そういった除雪協力をこちらからお願いしたのは何か所くらいで、そして、得られた企業の方々の数というのはどういうものなのか。そしてまた、多分企業が受けられなかった理由というのも随分あると思うのです。そういったものが分かればちょっとお聞きしたいのですが。

そして、本当に休む暇なく稼働している。そしてこれを聞くと、1人の人が1台に乗ってこれだけ動いてたら、本当に体を壊してしまう、倒れてしまうというような危惧も、そういった不安も感じられます。本当に大変だったと思います。

1台をもっと有効に稼働させることができれば、そのためには作業員の確保が必要ですが、例えば今みたいに1台で24時間とか休む暇もない。それではもう一日やったら、本当は限界ですよね。そういうことがないように、できれば2人くらいでそれが作動できれば、本当にもう少し継続してできるのではないかと思います。そういった対策はどのように行われていますか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 企業の協力要請の部分と運転作業員を増やしてという中身だと思ってございます。

まず、運転できる作業員、オペレーターを増やして1台の稼働時間を増やすことが必要ではないかというご質問につきましては、まずオペレーターの運転資格の所持をしていても、洞爺湖町の道路の形状、その他の障害物の有無など、道路状況を把握し、さらに当町の狭い道路を除雪するための運転技術というのにも必要となります。そのことから、それらの車両の

免許を取ったということからすぐに運転できるものではないということでございます。

また、稼働していない除雪車両もないので、車両のリースについても、シーズン当初の早い時期であれば契約を交わした上で車両を確保できる場合もありますけれども、リース会社のほうでは、緊急的な除雪車両を貸し出すためのストックもないということで確認してございます。

そして、次に何か所の企業に協力要請を働いて、今回の協力を得られたのかというご質問でございますけれども、町内の12事業者に緊急的に応援要請を、電話ですけれどもお願いしたというところでございます。そのうち、先ほどの質問でもございましたが、1社の協力を得られたというところでございます。

その後、事業者のほうの理由ということでございますけれども、やはり民間との契約もあって、そちらのほうの除雪作業もあるので、そちらのほうまで回らないという部分もございますし、当然、緊急的に作業員がそろわないというところもございました。さらに、建設業だからといって、除雪に関する重機車両を持っていませんという回答のところもあったところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 本当に作業員、運転手を増やすということが大変だということは説明も受けていますが、こういった運転手の養成支援というか、そういった企業や何かに対しても行って、企業での運転手も増やしてもらおう。そして、そこに除雪車がなくても、いざというときに従業員を派遣していただいて、2人で台数を操作するとか、企業に対するそういった支援とか、または運転手、作業員ですね、そういった人たちの待遇も今後考えて増やしていく必要があるのではないのでしょうか。そういった人材の協力というのにも必要になってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） ただいま、企業のほうの従業員ということでお話があったところでございます。企業のほうの従業員を増やすということは、たまたま今回すごい大雪でございました。ただし2年前は逆に少雪な状況でございました。その中で、企業のほうが人員を置いても、給与が発生しますので、大雪であればずっと稼働はできると思うのですが、そうではない場合もありますので、その辺については、なかなか企業のほうに人員を確保してくれというのは難しいのではないかとということで認識してございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 例えば、町のそういった職員を増やすこともなく、例えば企業に協力していただけるような、企業の方々にとって、今働いている人たちですね、にとっていただけるような支援。そして、いざというときには除雪車がなくても、作業員を町が持っている台数を交代でできるような、そういった仕組みづくりはできないだろうか。そういう提案だったのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 企業のほうも今回の除雪作業については、実はオペレーターのほうもほぼフル稼働の状況で動いてございます。それで、余剰人員といたら、言葉にちょっと語弊あるかもしれませんが、そのような状況にはなかったということで聞いているところでございます。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今ご質問ありました増員の関係でございます。

以前、私、担当課長として除雪のほうに従事していた段階におきましても、企業のほうにはもうちょっと町が請け負っている部分を持ってもらうことはできないのかというご相談もさせていただいたことがございました。

事業者にしますと、人を雇うということは、冬場だけの作業ということではなく、それに伴って夏場は何をさせられるのかという部分で、年間を通じた作業のスケジュールが立った上でないと、なかなか年間を通じて人を雇うということが難しいということも言われていたところでございます。

また、昨今、町としても除雪のオペレーターの人員が不足していた段階において、町内回覧で募集を何度もかけさせていただいたのですが、なかなか担い手として除雪の免許を持った方がおられないということで、人員確保にも苦慮しているというのは、町に限らず、事業者のほうも同じ状況ということになってございますので、これについて、増員というのはなかなか難しいのかなということで考えてございまして、今回の除雪については、虻田本町地区だけではなくて、町全体の状況を見渡した中で少しでも早く終わることができた、例えば温泉地区ですとか洞爺地区ですとか、そういったところからの応援体制を確立した中で対応していた状況でございますので、そういった形で、何とか現有の勢力の中でカバーできる体制を構築していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 例えば企業の職員を増やすとか、町の職員を増やすとかでなくとも、今のような形で、今いる、企業で働いている方々ですね、そういう人たちに、こちらから支援をして、免許を取ってもらうという人材をつくってもらうという対策はできないだろうか。いざというときに除雪車がなくても人材を派遣していただけないだろうか、そういうことをちょっと言いたかったのですが。

職員をわざわざ、運転できる人を増やしてくれというのではなくて、今いる従業員が取って、そういういざというときに支援してもらえるような対策は取れないでしょうかということなのですが。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 免許の取得の支援はどうかということでございますけれども、その事業者にしてみれば、免許を取ったらすぐ乗れるかということ、なかなかそうではないというのは、先ほど担当課長のほうからもご説明をさせていただきました。

個人の能力といいますか、取得したらすぐ乗れるかというとなかなかそうではない中で、今、除雪業務に従事している事業者の中で、そういった業務ができる方については、ほぼほぼ既に免許をお持ちの方がほとんどではないかというふうに認識してございまして、これがちょっと難しいところで、誰でも免許取ったら乗れるのかというところが難しいところで、町の会計年度任用職員でも、免許があるから乗ってくれということで、以前ちょっとお願いして乗っていただいたこともあるのですけれども、やはり向き不向きというのが大きく出てくる業務でございまして、結局その方については、自分のほうから自分は向いていないので歩道除雪のほうに専念したいというお話もあった状況もございまして。

そういったことで、おっしゃるとおり、どんどん免許を取ることに支援したらどうかという話は確かにそのとおりかなという部分はございすけれども、それ以上に個人の向き不向きという部分で、当然事業者のほうもその辺は見定めた中で取得している方はおられるのではないかなというふうに思っておりますので、今後の課題としてちょっと検討する余地はあるのかなというふうに考えているところでございまして。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 個人の不向きもあるでしょうし、免許取ったからすぐにできるというものでもない、それも理解できるのですが、まず免許がなければ始まらないというところもありますので、そういったところをぜひ今後考えて、免許を取った後に運転できるような対策を、まず免許がなければ増やすことも何もできないので、ぜひ今後考えていただきたいなというふうに思います。

また、手動の除雪機、それから先ほど玄関先や何かのスコップなどでの除雪作業、通学路はもちろんのことなのですが、除雪車の入らないそういった玄関先、先ほども職員含めていろいろやっていただいたということなのですが、そういう除雪が困難な方がこれから今後どんどん増えると思います。そして、今回も多くの人が協力し、助け合って除雪に取り組まれていましたが、このような作業員の増員や協力体制、職員だけに限らず、多くの人の協力体制が今後ますます必要となるのではないかと私は思います。

除雪車に限らず、そういった人たちの今後に向けての拡充については、どうお考えになりますか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 今、歩道除雪の通学というお話がございましたので、そちらの点におきましては、小中学校の通学路の歩道除雪については、歩道の中で第一優先として実施しているところでございまして。その他の歩道につきましても、その後順次行わせていただいているところでございまして。

ただ、今後の拡充というお話になれば、今回の大雪は1日で記録的な降雪量であったということで、住民の皆様には大変ご不便をおかけした部分もありますけれども、これを基準とするには、あまりにも想定外の降雪量となっておりますので、現段階においては、既存の体制の中でしっかりとそのときにおける状況を踏まえながら対応していきたいというふうには

考えてございます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまのご質問の中で、高齢者等のお宅といった部分につきましては、私のほうから。

このたびの大雪警報に係る対応についてでございますけれども、危機対策を踏まえた積極的な町民の安全確保を図る観点から、まず、22日午前9時過ぎより、ただちに避難行動を要支援者の方に直接電話による状況確認を行いますとともに、併せまして、町内各自治会、それから民生委員児童委員の支援関係者の皆様にも、同様に電話確認を行ったところでございます。その際につきましては、安否確認に加えまして、FFストーブの排気口部分ですとか、それから玄関、通路等の除排雪など、お困りの状況について確認を行わせていただきました上で、必要な支援に努めたといったところでございます。

高齢者等への除雪支援につきましては、当町では、現在、社会福祉協議会のほうで実施してございます有償ボランティア（手助け隊事業）といったものがございまして、こちらのほうを通じまして、簡単な作業に関するお手伝いとして、支援に当たっているところでございます。また町では、洞爺地区でございますけれども、65歳以上の独居の高齢者や障害者の方で、除雪の申請のあった方の状況を十分に精査させていただきました上で、洞爺地区福祉除雪事業によりまして、有償により重機での除雪を行っているところでもございます。

町といたしましては、今後とも、こうした現行の効果的な取組をしっかりと継続していくことによりまして、高齢者等をはじめとしました支援を要する方々に、確実に支援が行き届きますよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 本当に細やかに除雪していただいたところもあります。ただ、本当に苦労していて、近所の人に助けられたおうちも多いです。

今、洞爺のほうで行われているような除雪といったことも、もし虻田地区でもできるのであれば、頼みたい人がいるのではないかなと思うのですよね。そういったことがこちらでもできるような方法が取れたらいいな。そういう対策も含めて、ぜひ拡充につなげてほしいと思います。

また、歩道の除雪、通学路は本当にきれいにできておりましたが、除雪される前というのは、本当に通るところがまるっきりなくて、車道を歩くしかないのですね。多くの生徒が通る通学路においてはなっていましたけれども、それ以外のところは本当に車道しか通れないような状況で、その車道も広がっているわけではなくて、非常に危険な場所というのがたくさん見られました。主に通学に使われている通学路以外でも、車道と同様に、歩道の除雪、今回は片側だけやって片側ができていないというのがありましたけれども、それでもいいので、できるだけそういった片側でも除雪を素早くやっていただきたい。それは、以前の一般質問でも言いましたけれども、本当に大変なのです。

それから、除雪のやり方とかいろいろな、歩いている道路、歩いているところだけ通るような感じになるのですけれども、歩道というのはこうなっているんですね。そこに雪が積もって、ますますこうなると、歩くのに車道側にこうなるような形なんでしょうね。真っすぐ歩くのが大変な状況になるわけですよ。転ぶとしたら、車道側に転ぶようになる。非常に危険なので、もちろん幹線道路は必要ですけれども、それと併せて、それに含まれたような歩道に対しては全体を通して至急行っていただきたいと思います。こういった考えはどうでしょうか。歩道に関してです。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 今のご質問では、歩道の除雪に関して、歩くときに若干斜めになって滑るというお話なのかなと受けましたけれども、先ほど議員のほうからお話のあった歩道の取付けの構造上、どうしても雨水をためないために、多少の傾斜というのは最初からつけておりまして、また手動の歩道除雪機では、アスファルトが出るまで除雪するということは機械の構造上でいえば大変難しいところがございます。ご覧になったことあると思うのですが、除雪機にらせん状の回転の刃がついてございます。その部分はオーガと言うのですが、そこがアスファルトについてしまいますと回転刃がこすれて、すぐ駄目になってしまいます。その刃がアスファルトにつかないように歩道除雪を行っているところでございまして、そのためどうしても多少の雪は残ってしまいます。そのことから、そういう箇所が見受けられた場合は焼き砂、砂をまいて解かしていくなどの対応で考えていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） ぜひ、そういう滑らないような対応でも、取りあえず除雪、そういった歩ける体制をつくっていただきたいと思います。

私は、今回のこの大雪、単に何十年に一度のものが起きた、たまたま偶然起きたとは思えないのです。これもきっと温暖化による異常気象の一つではないかというふうに考えています。もしそうであれば、今後も何十年後ではなく、毎年のように起きる可能性があるのではないかと思います。町長はどのような認識で捉えましたか。お聞きします。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 先ほど来、担当課長のほうから申しているとおりでございますが、今回の大雪は、私も本当にこの町に長いこと住んでいて、初めてかなというふうなくらいの雪でございました。21日から23日にかけて、非常に短期間で大雪が降ってしまった。それにも増して、町内の委託業者、そして私どもの直営で、よく今回は頑張ってくれたかなと。職員に労いの言葉をかけましたけれども、本当に職員は不眠不休で頑張ってくれたかなというふうに思っております。

これがまた長期化するということになると、さらに民間委託業者、あるいは町内の重機を持っている方々へのお願いになろうかなというふうに思っていますし、住宅から出られないとかというお話を私も聞いておりますが、出られないときには必ず役場に連絡してく

ださいと、必ず助けに行きますからというふうなお話をしております。職員だけで足りない部分は、当然、消防団員もおります。また、地域にご協力していただける方々もいらっしゃる。そういうものをやはりこれからフル活動していかなければならないのかなというふうに思っております。

ただ、今までの一般論からいきますと、札幌も同じように大雪になってしまった。交通状態が麻痺してしまった。排雪等にもなかなか間に合わないがために、ふだんであれば10分、20分でいく道路が1時間も1時間半もかかってしまったとかということが往々にしてあったように聞いております。札幌の場合は北海道の大都市ですから、こういう大雪になった場合に、帯広のほうからですとか、あるいはこちら胆振のほうからですとか、除雪車あるいは排雪をするときのトラックがしょっちゅう出入り、そちらのほうにかき出されているというふうにも聞いておりますが、今回の大雪の場合には、やはり全道一円に雪が降ってしまったということもございまして、極力その地域、地域で対応せざるを得なかったという部分があります。

これから先、議員、先ほどおっしゃられました地球温暖化というのも考えられなくもないということで、しっかりした対策をまた考えていかなければならないなというふうに思っておりますが、私どもの町は、この大雪だけでなく有珠山噴火災害というものも抱えておりました。噴火災害のときには、職員それこそ10日、20日、下手したら1か月、不眠不休で頑張っていただきました。今回は2日、3日ということでございましたけれども、そのために私どもの町の職員は今回一生懸命本当にやってくれたかなというふうに思っております。

今後、またそういうことも起こらないとも限らないので、そこら辺の対策はこれからもしっかり考えていきたいなというふうに思っておりますが、いかんせん重機は限られた重機しかございません。これは年度当初から契約でもしておけば、リース会社も何とか回していただけるかもしれませんが、今回のような場合には、うちの町だけでなく、いろいろなところからやっぱり要望、要請が出てまいります。そんなこともあって、現有の力でやらざるを得ない部分が合ったかなというふうに思いますが、そこら辺のことも含めまして、今後の対応を考えて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 本当に一生懸命やってくださったということは、聞いていても分かるのですが、今回のこの大雪、これを検証、本当にどうだったのかな。対策、動くのにどうだったのかな。検証して、そして今後に生かせる体制づくりといったものが必要になってくると思います。それは、今回の災害レベルの大雪に限らず、これから高齢化対策としても除雪体制の拡充がますます求められています。前の質問とかぶるところも多いと思いますが、除雪体制の拡充についての考えはいかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 大雪災害を検証し、今後に生かせる体制づくりということでございますけれども、先ほどの答弁と重なる部分もございしますが、今回の大雪は、21日から22日、

さらには23日の降雪で、1983年統計開始以来の1位の降雪量でございました。そのような特別な状況でございました。

そのような状況の中、住民の皆様には大変ご不便をおかけしたというところではございますけれども、先ほども触れましたけれども、直営も委託事業者のほうも、現場作業は精神的体力的にも限界に近い状況の中で、降雪の日だけではなく、23日以降、降った雪を除排雪という作業も実はこなしてきてございます。

現在、町内では8区画の路線を委託しているところでございますけれども、現段階においては、これ以上の委託とすることについては、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、業者による車両の導入費用や作業員の確保も含め、難しい状況であるという話は聞いているところでございます。

町が直接実施している除雪作業につきましても、財政的な問題なども含め、車両の導入費用や保守メンテナンス費用、一般車両とは大きく実は違い、維持費なども大きくかかってきます。また、先ほどと同じような答弁になりますが、重機車両の運転資格のある作業員オペレーターにつきましては、今年度、重機車両の運転資格のある方を会計年度任用職員として募集したところでございますけれども、応募者がいなかったという状況でございます。

これらを踏まえまして、何らかの体制の構築というのは必要と考えているところでございますけれども、車両及びオペレーターの確保についても、それらを補完できる現在裏づけがないところでございますので、なかなか難しい状況であるということは認識しているところでございます。今後も除雪作業につきましては、環境課だけではなく、温泉支所、総合支所の庶務課と連携を図りながら今後も進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 高齢者等の部分につきまして、こちらのほうから答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中でも述べさせていただきましたけれども、町が直接実施してございます事業や、それから社会福祉協議会において実施している取組を通じまして、現在、除雪対策に係る支援に努めているといったところでございます。

今後におきましても、先ほど議員おっしゃられておられましたように、災害時にとどまることなく、その時々状況に応じた適切な対応が迅速に図られますよう、引き続き庁内関係課、それから社会福祉協議会等をはじめいたします関係機関との連携の下に、体制整備を図ることによりまして、町民の安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員、ここで昼食休憩としたいと思いますので、午後からまた質疑のほうをお願いしたいと思います。

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

(午前 11 時 54 分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1 時 00 分)

○議長（大西 智君） 午前に引き続き、8 番、今野議員の一般質問を続けます。

今野議員。

○8 番（今野幸子君） 先ほどの質問の続きでお聞きします。

有償ボランティアの方々のお手伝いもあったということは聞いています。ただ、なかなか来てもらえなかったというところもあったようです。ボランティアの人たちもなかなかそこに行けなかった。ほかのところに追われていてですね。そういったところから、お助け隊みたいな、こういう有償ボランティアに加入してもらえれば、もっといいのですけれども、そうではなくて、臨時的にもボランティアしてもらえるような人を募って名簿化しておいて、いざとなったときにお手伝いを頼めないかというようなボランティアの名簿というのも今後必要になってくるのかなと。

また、運転手がなかなか来ないということで、運転に関しては待遇も考えながら今後進めていくということも必要になってくるのではないかとといったことも考慮して拡充していったほしいなという思いでいます。

今回の大雪で被害が最初なかったと聞いていたのですが、今回またあったということで、被害があった場合はその状況に合わせて支援を行っていただきたい。実態と支援の考えをちょっとお聞かせください。

また、洞爺湖町の除雪体制の拡充を進める上においても、道や国からの支援拡充を要請していただきたいと思いますが、それも一緒に併せてお聞きします。

○議長（大西 智君） 仙波危機管理室長。

○危機管理室長（仙波貴樹君） 私のほうからは、今回の大雪の被害状況についてご説明いたします。

今回の大雪による被害につきましては、これまで農業施設で3件の被害報告があったところです。詳しい内容につきましては、農業振興課課長より申しますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） このたびの大雪による農業への被害の状況でございます。

洞爺湖農協管内では、豊浦町を中心に全体で12棟、525万1,000円の被害となっており、そのうち洞爺湖町では、先ほどご説明申し上げたとおり、3棟で43万2,000円となっております。また、虻田地区において、ビニールハウスが全壊、一部損壊の被害を受けておりますが、虻田地区での被害は、過去の想定を超えるような積雪があったこと、それからビニールハウスの支柱の太さが洞爺地区に比べて強固なものでなかったということ、それからビニールハウス用の除雪機を所有していなかったと、ですから除雪が間に合わなかったこと

が予想されます。

ハウス内に販売用の作物があった方は1名でございまして、農業共済に加入しておられますので、共済の給付対象となる見込みでございます。2名の方につきましては、農業共済に加入しておりませんが、ハウスが小さくて構造上比較的安価であるために、雪解けを待って資材を購入して改修する予定となっている状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 今後の除雪対応が、できるだけ早く、そして広く、脇道も含めて行われる体制の拡充を目指していただくことを重ねてお願い申し上げます。また、道やなんかの要請も、ぜひこれも行っていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 本当に今回の大雪に関しては、大変な経費を含めて支出してございます。これからも町長を先頭に、議会の皆さんとも連携、協力をさせていただきながら、国、道への強い要望活動を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） よろしく申し上げます。

次に進みたいと思います。

二酸化炭素（ CO_2 ）の排出実質ゼロに向けてについてお聞きしていきます。

12月会議の中でも質問しましたが、 CO_2 の排出量、2020年度になりますか、その計算がされていると思いますが、2020年度の排出量と近年とを比べてどのような結果になっておりますか。また、比べた結果の要因をどのように捉えていますか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、公共施設内における令和2年度の電気の使用量やその他の燃料、ガソリン、軽油、灯油とありますけれども、使用量をまとめまして、それぞれの燃料使用量に係数というものを乗じまして二酸化炭素排出量を算出させていただきました。

結果として、今年度の二酸化炭素排出量、あくまでも公共施設内の部分でございすけれども、377万1,628キログラム CO_2 でございまして、昨年度、396万7,615キログラム CO_2 と比較しまして、約5%の減と。基準年度、2013年度、平成25年度になりますけれども、そのときは487万1,918キログラム CO_2 と比較しまして、22.6%の減となっております。

要因についてどのように捉えているかというご質問でございすが、当町の現在の実行計画の事務事業編における基準年からの二酸化炭素排出量の削減目標値としては26%で、その26%には3.4%ほどまだ到達しておりません。前年度と比較して下がった要因としましてですけれども、二酸化炭素排出量の70%を占めている電気使用量について、決して大きな取組ということではございませんけれども、不必要な箇所の電気の消灯や電子機器等の電源を小まめに切るなどに努めることの効果、また、コロナ禍による施設利用回数の減などの要因も

重なっているというふうに検証しているところでございます。

電気以外のその他の燃料につきましては、今年度も大雪でございましたけれども、昨年度の令和2年度も全体的には大雪であった年でもございまして、例えば除雪車両に使用する軽油の使用量の増加、ボイラー及び暖房などの使用するA重油や灯油の使用量が前年度の令和元年度と比較し、増となっております。

なお、公共施設における現在の実施可能な取組につきましては、節電に対しての職員の意識向上なども含めまして、さらなる使用量の節減に努めてまいりたいと考えてございます。また、今後、住民の理解と協力を得ながら、CO₂の削減に向けても取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 今回の減少は、施設の利用量なんかの回数が減ったというものも入っていますが、今後コロナが少し治まってきたら、またそれも増えるのかなという考えがあります。5%の減は、やっぱりそのまま行くとは思えないので、新たな削減計画が必要でないかなと思っています。

また、プラスチックのごみなどSDGsについての意識向上のための学習会、前回の一般質問でもしたのですが、私は計画していくというような答弁に受け止めていたものですから、これがいつから実施できるのかなということを聞きたかったのですが。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 前回、12月の会議において、議員のほうから学習会を開催してはどうかというご質問は間違いなくいただいたところでございます。

その中で、虻田小学校の5年生に対して環境学習会につきましては毎年実施しておりまして、その中で環境省によるスライド等でのプラスチックごみに関する学習会も併せて実施させていただいているところであります。また、住民への取組について、現段階においては意識向上を図っていく上で回覧など特集を考えていきたいということで12月のときにご答弁させていただいたということで認識しているところでございます。

その後、1月の町内回覧におきまして、まずはプラスチックごみを減らしましょうと題した回覧をさせていただいたところでございます。また、2月に開催しました一般廃棄物減量審議会という協議会がございますけれども、そちらにおいても、プラスチックごみに関しての啓発の関係で、広報の表紙などに利用したインパクトの強いものを考えてみてはどうかというご意見も実は頂戴したところでございます。

住民に対する学習会につきましては、住民の機運を高めたときを見定めながら、環境省などとの関係部局と相談させていただいた上で開催できればということで思っておりますけれども、まずは、機運の醸成を図るために回覧や広報等による啓発を行わせていただき、住民の意識向上に努めさせていただきたいと考えているところです。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 小学5年生でそういう学習に取り組んでいるということは、私も前回は聞いていますが、私が一般質問したのは、大人用の学習会で、それに子どもも参加できるような、誰でも参加できるような学習会という意味で言っていたのですよね。

これは、広報や何かで住民に周知すると。周知する上で意識を高めていきたいような感じに今受けたのですが、広報だけで周知して、それを読んだとします。読んだとしても、やはり意識が高まるというのは、ただ読んだだけでは駄目なのですよね。ああ、そうなのだと思います。確かに読んだら思うと思います。だけど、みんなでそこで話し合ったら、本当にしなければならないなという、これが意識の向上だと思うのですよね。認識をたださせるだけではなくて、意識を向上させるというものがあってほしいなと。だから、単に周知で終わるようなものでなく、ぜひ取り組んでいただきたいなと。学習会といったらかた苦しいので、その名前は変えても構いませんが、みんなでそうして意識を高めていくものができたらいいなと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 今、議員おっしゃられた、機運の醸成を図って説明会等進めていくという考え方はございますけれども、なかなか認識が薄いところでございまして、ある程度一定の部分での意識向上を高めた中で、当然必要となる説明会等、学習会といえますか、そういうものにつきましては、今後それら含めた中で協議していきたいとそうように考えてございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 知識だけではやっぱり向上しないと思います。本当の意味で、CO₂を減少する気であれば、プラスチックごみといったものを減少しようと思えば、やはり住民の協力を除いては絶対に無理です。施設だけのもので減った、減った、減ったという形でもっていても、全体はそうしたらどうなの。そこが問題なのですよね。

結局、すごく難しいことだと思うのですけれども、知らせるだけではなくて、知識を単にぽんと与えるだけでなく、だからどうしようと、自分たちで動くという、そこが意識の向上なのですよね。分かっただけでは意識の向上にならないのですよ。そのために会を持ってもらいたいな、持つ必要があるのではないかなと感じるわけなのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 今、SDGsの関係でご質問です。

ジオパークの事務局長を私しておりますけれども、もう既に行動ということでは各小学校にペットボトルのキャップを回収する、それから洞爺湖町で作っております洞爺の水、これを水筒代わりにして何度もリサイクルして使っていただくというような具体的なことをしてございます。

今お話しされたとおり、住民の皆さんが全て関わってやっぱりやるということはとても大事なことで、実行に移していくということが国際社会の中での日本の役割でもございます。そういう意味で、今回第2期のまちづくり総合計画の中で、皆さんに分かりやすいようにS

D G s を実際もう進めている、実際家庭の中でも分別収集含めてやっていることでございます。それがS D G s の一つ一つの行動につながっているというような意識を持っていただくための提案もして、議会の中での提案もさせていただくという予定になってございます。

なかなかコロナで直接的にいろいろなことをするというのが難しい状況ではございますけれども、インターネットを通して、あるいは今コロナがだんだんだんだん拡大も治まってきてございますので、それらについては、一日も早く野外に出て、みんなで体験しながら、学習会を楽しみながら、暮らしの中でコロナ後の新しいS D G s の目標に向かって、プラスチックの問題もそうですけれども、数多くのほかの脱炭素関係の問題もございます。私たちの暮らしの一つ一つにつながっていることでございますので、そういう中で学習会を充実していきたいと、教育委員会とも連携しながら進めていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） ぜひ、よろしくお願いします。

消費されるエネルギーの削減、無駄な電気を消す、先ほど言われましたけれども、そういった削減を進めると同時に、今後、公的な施設の改善、改築、新築といった機会があれば、ソーラーパネルの設置なども積極的に進めていくことも必要ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 今後の公共施設の改修や新築など生じた場合につきましては、当然そのようなことも考えていく必要はあるということは認識しているところでございますが、財政面やランニングコスト、また国などの補助金なども勘案しながら、その状況に応じた対応はしていきたいとそうように考えてございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 今回は保育所や給食センターがそういう機会に当たるのではないかなと思うのですが、保育所や給食センターに、そうでなければ駄目だというものではありません。例えば避難所に当たるといったところでもやっていく必要があるのかな。単なる照明だけでなく、給食センターなら調理用のレンジだとか、やはりテレビ、ラジオ、スマホの充電、パソコンやレンジ、オーブンなど、また掃除機や洗濯機、いろいろなものが使われるので、そういった方向も考えていっていただきたい。

できるだけ消費を削減するだけでなく、持続可能な方向で削減していくという方法をぜひ考えていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） ご指摘いただいておりますC O₂削減でございますが、公共施設を今後整備していく上では当然そういうことも考えながら進めていかなければいけないことだなということで認識しているところでございます。

また、先ほど担当課長が申しましたとおり、当然コストの問題というのは避けて通れない

わけでございまして、イニシャルコスト、長期スパンで考えたときのランニングコスト等総合的に勘案したときに、本当にそちらがメリット出るものなのかどうかというのをしっかりと判断した中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 温暖化によって夏は40度を超えるような異常気象が日本でもあちこちで起こったり、また大雨や台風、冬は異常な積雪というふうなものに見舞われています。そんな地球にならないように、できることは惜しむことなく、町として行っていただきたい。私も少しでも省エネや節約など取り組んでいくつもりではいます。ここにおられる皆さんにもお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで8番、今野議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を1時35分といたします。

（午後 1時22分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時35分）

○議長（大西 智君） 引き続き、一般質問を続けます。

次に5番、立野議員の質問を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 5番、日本共産党の立野広志でございます。

まず、これから一般質問を行います、その前に、ずっと実は私、一般質問をするたびに違和感を感じていることがあって、何かといいますと、一般質問というのは行財政全般にわたる政策論戦の場だと、どなたもよく言っていることですが、議員としても質問の構想を練り、理論構成や調査をして、趣旨を通告して、質問の原稿を作っています。ですから執行機関は、通告の内容について万全の準備を整えて責任の持てる的確な答弁を望むわけなのですが。

私、議員歴35年になりますが、3名の首長に対してこれまで質問してきたのですが、実は一般質問をしたときに、まず真っ先に答えていただくのは町の責任者である町長なのです。町長が質問に対して真っ先に答えて、その下で、例えば残余については関係の課長に答えさせますというふうにして、課長に振ると。そうでなければ、課長が答えて課長で終わると。これが本当に行政として一貫した取組をする発言なのかどうかということが疑われるようなことも度々見受けられます。

そういう点では、やはり町長自身が進んでまず答弁していただくことを望みたいというふうに思います。そういう形で議会と行政との関係を構築していきたいと考えておりますので、そのことを最初に述べておきたいなと思います。

質問していませんので、次に語ることにについて答弁は求めませんが、今、ロシアがウクライナへの侵略戦争を行いました。侵略は、ウクライナ全土に及び民間人を含む多くの方

が犠牲になっています。女性も男性も、お年寄り、子どもたちもです。今回のロシアの行動が国連憲章にある主権の尊重、領土の保全、武力行使の禁止、これに違反することは明白です。

私たち日本共産党は、結党以来、反戦、平和、民主主義を掲げて戦前戦後を通じて闘ってきた政党です。旧ソ連が犯してきたチェコやアフガニスタンへの侵略など、数々の不正を正面から糾弾して闘ってきた政党として、今回のロシアの侵略行為を非難し、全国の平和を求める市民運動と連帯し、軍事行動の即時中止を強く求めるものです。とりわけ、許しがたいのは、プーチン大統領が核兵器の宣誓使用に言及していることです。広島、長崎の悲劇を知る被爆国日本の全ての声を集めて、核兵器による脅しは絶対に許さないという声を突きつけようではありませんか。

プーチン大統領の侵略を止める一番の力は、国際世論と運動の力です。今、世界各地で、そしてロシア国内でも戦争反対のデモが大規模に起こっています。世界中の戦争反対の声と連体し、世界から「ロシアは侵略をやめよう」、「国連憲章を守れ」、この声でロシアのプーチン政権を包囲しようということに取り組んでいます。特に当町は「非核平和の町宣言」をしている町であります。その声と運動を高めるために、一層私たちも取り組む決意を、まず最初に述べておきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

最初に、ケア労働者処遇改善事業への町の姿勢について伺います。

2021年、昨年11月26日ですが、国の今年度の補正予算が閣議決定されました。これは新年度に向かっての地方財政計画2022年の計画にも一部盛り込まれた中身であります、その中には、教育、保育などの現場で働く方々の収入の引上げに対応するとして899億円などが計上されています。

これは保育士など、保育士など書いたのは、保育士とか幼稚園教諭等、そして放課後児童支援員等における3%、9,000円の賃上げ効果を目指したもので、全額国庫負担でこの2月から9月までのアップ分を担う特別の補助金と。正式には保育士等処遇改善臨時特別交付金という名称などがありますが、この補助金は私立の施設のみならず、公立の施設の職員も対象だということを明確にうたっています。

長年、保育団体あるいは学童保育連絡協議会、そして私どもも、国会などへ、特にケア労働者の処遇を引き上げることを求めてまいりましたが、それが一部実現しているという状況ではありますが、10月以降は、国が全額出すと言っていたものが今後は地方の負担も増えるというような見込みになっております。

このケア労働者処遇改善臨時特別事業というのは、2月14日で、実はもう国に対する交付金の申請が終わりました。ところが、実際にこれを申請している自治体が非常に少ないと。少ないのも、補正予算として限られた期間での申込期間になっていて、各自治体がそれに対応し切れないというような問題があったということで、国会内でもこのことが随分取り上げられ、私たち党としても要請活動をして、4点について改善されることになりま

した。

一つは、交付申請書の提出期限は2月14日ですが、それを過ぎても交付申請ができるということになりました。二つ目は、年度内に議案を議会に提出していれば、5月末まではこの2月と3月分も支給することができるというものです。3番目は、国が財政確保した2,600億円の中には、自治体正規保育士等の分も用意されているということを改めて示されています。四つ目は、賃上げの機運醸成とケア労働者の確保が目的であって、国も地方にそのために積極的に参加してほしいという呼びかけをしているということも明確になりました。

この点で、では町はどうなのかと。特例事業による賃金改善を行う考えがあるのかどうかということを伺います。今のところ、まだ補正予算も出されていないですし、そういう考えがあるかどうかは明らかになっておりませんので、ぜひ、その点についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 岸田内閣が誕生して、その政策の一つとして、いわゆるケア関係のお仕事に従事している方々の賃金の底上げを図っていくのだということでございます。

ただ、今、議員おっしゃったとおり、6か月間は、国のほうはいわゆる10分の10の交付金を出すと。それ以降については自治体の負担も出てくると。これはちょっといかがなものかなという感がありますが、私どもの町としては、一応3月末までに補正予算を提示して、この制度に乗っていかうという考え方で今準備を進めているところでございます。そして補正予算については、本議会に追加議案で提案をさせていただきたいという思いでいるところでございます。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 今、町長からご答弁させていただきましたが、私のほうから、もう少し詳細な部分について説明をつけ加えさせていただきたいと思います。

介護や障害福祉分野、そして幼児保育、教育分野においても慢性的な人手不足の状態が続いており、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、それぞれの現場では大変な苦勞をしているものというふうに認識しているところでございます。

こうした中で、国は看護職員、介護、障害福祉職員、そして保育士、幼稚園教諭などの最前線で働く人たちを対象に、実施主体となる市町村に対しまして、令和4年2月から収入を3%程度引き上げる処遇改善臨時特例事業を実施することとなりました。

洞爺湖町教育委員会といたしましては、実施しないことの明確な理由がないことから、保育士の会計年度任用職員並びに放課後児童支援員に対して本制度を活用する予定としているものでございます。

なお、本交付金を申請するには、議員、それから町長が申し上げましたとおり、本年度中に関係条例の一部改正と補正予算の議決が必須条件となることから、本議会に追加議案として関連する条例の一部改正案と補正予算案を提案する予定としておりますが、町内幼

稚園からも本制度を活用したいとの申出がありますことから、同幼稚園に対する補助金分も併せて補正予算案を提案する予定としておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今、町長並びに教育長からの答弁をいただきました。

今日終わってから議会運営委員会を開催するということで、中身が何なのだろうと聞きましたら、会計年度任用職員について給与を一部引き上げするというお話だったのですよね。多分ご存じだと思うのですが、国の方針は何かといったら、会計年度任用職員も当然入るのですが、今、教育長が言われましたように、看護、介護、保育等、あるいは放課後児童の職員含めて正規の職員、そして非正規の職員も含めて、給与の引上げを行うということを前提にしているのですよ。

ところが、今、町長が、制度にのっとって追加議案を提案していきたいと言っていますけれども、私ちらっと聞いたところによると、まだ中身を見ていないので分からないのですが、正規の職員については引上げの対象になっていない。そして非正規職員の会計年度任用職員のみ対象とすると。このような中身になっているようです。

なぜ正規の職員を含めないのかということのを改めて伺うのですが、実は、交付申請期限を口実に事業参加拒否できないということで、丸々実施しなければ、そんな話をしようと思ったのですが、会計年度任用職員のみやりますよと言うのですが、国のほうでは、補助金申請の時間切れを理由にして特例事業による賃金改善を拒否する理由にはなりません。保育や学童の担当は、通常でも繁忙期の上に、コロナ禍による休所、感染、濃厚接触対応などで手いっぱいだと。民間の事業所の給与も引き上げ、同時に公立の施設の職員についても引き上げということを前提にしているのですということを述べています。既に2月分、3月分は給料日までに改善が間に合わなければ、これは一時金として支給してもいいよと、国は柔軟な対応を示しています。

さらに、保育関係、特に年度内に議案を議会に提出していれば、2月から賃金改善を行っているものとみなして補助対象としますということで、公務の場合は出納閉鎖が3月でありますので、5月末までに支払われていればよいというようなことにもなっています。

そういうことから考えますと、本則は正規の職員なのです。それに合わせて非正規の職員、自治体が独自に採用している職員も含めて、その職員に対する賃金引上げを求めているわけですが、実際には今説明いただいたように、非正規の職員しか対象にしていないというのはなぜなのか。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 会計年度任用職員の保育士及び放課後児童支援員につきましては、このたびの処遇改善臨時特例交付金の支給対象とすべく取り進めることとしておりますが、正規保育士につきましては、国の人事院勧告に基づき、その都度職員の給与条例を改正し

てきており、現在、在職する保育士は相当程度の給与となっており、また国のFAQにも地方公務員の給与体系の下、他の職種との均等等の観点から、非常勤職員や特定の職種のみを賃金改善の対象とせざるを得ないことも想定されるというふうに示されていることから、正規保育士については、本制度の対象としないとしたところでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 結局、公立の職員、正規の職員の給料が上がらなければ、今回は非正規の職員について上げるとは言うけれども、常に非正規の職員については、正規の職員の給与を基準にして算定されていることが多くて、正規の職員の給料が上がらなければ、全体としての給与の水準は上がっていかないのですよね。

特に国なんかは、民間の労働者の平均給与に比べて公務労働の給与が何%かということで、民間が下がれば公務労働まで人勧で引き下げると、こんなことまで行われているわけで、逆に言えば、今、国が、少なくとも9月までは保育士については100%財源補填しますよ。大体9,000円からの給与の引上げをしますよと。そして、10月以降は国が半分見て、北海道が4分の1、町が4分の1、保育士の場合ですね。そういうふうに一応財源補填を国としても幾らかでもしますとなっているわけですね。学童保育については、これがまた9月まで全額国が補填しますと。10月以降になると、国は3分の1、道は3分の1、町は3分の1と。

なぜこんなこと、本来なら国はもっと、全額ずっと出してくれれば一番いいわけですが、ケア労働に関わる労働者の賃金を引き上げる呼び水として、まず2月から9月までの間全額国が負担をして給与を引き上げると。その後は地方の自治体含めて財源を補填して、その賃金を維持するということを狙ったという考え方なのですね。

そのことを保育労働者はほかの正規の職員と大した賃金の格差がないということから、ここだけ特別に引き上げるといふのはどうなのかというようなお話だったのだけれども、一般の職員と比べてみても、保育士はそれなりの資格を持って、資格を得るために学校に通い、そして国家資格を受け、そして保育士となって、子どもたちに関わる仕事をしているわけでしょう。それらから比べても、そもそもが、いわば技術職なのですよ、一般職ではなくて。その技術職として必要な知識や能力や経験といったものを加味して、それが給与に反映されていくというような状況ですから、私はやはり正規の職員も含めてしっかりと給与を引き上げるために、せっかく国がこうやって段取りしたわけですから、行政としても積極的にケア労働の賃金引上げのために率先して努力すべきだと思うのですが、その点、これは多分、教育長よりも町長自身が財政的には責任者ですから、答えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 一般職の給与体系につきましては、先ほど教育長が言ったとおりでございます。私どもは人事院勧告の給与規程に基づき、それに準拠して給与を算定させていただいている。

そして、私どもの町にも以前から特殊勤務手当なるものはありました。例えば税務課職員については税務手当が出る、あるいはそれぞれの特殊業務については1回につき何ぼというふうな特殊勤務手当を出していたのですが、同じ職員がそういう賃金で格差をつけるべきでない。いろいろな面から私どもの町にも労働組合がございます。労使間の中でいろいろ協議されてきていたという実態もございます。そんな中、特に危険だと思われる業務については、今なお特殊勤務手当というふうなことで1回につき幾らというふうな、たしか制度があったかなと思うのですが、例えば劇薬取扱いのときに特殊勤務手当というのがあったような気がします、それ以外のものについては、ほとんど同一職場、同一賃金というふうな形で技能者も技術者も、あるいは一般事務職も変わりなく給与体系は同一のほうがいいだろうというふうなことで今日までできておりました。

今、議員がおっしゃるとおり、確かに国のほうでは10分の10の交付金を出して9月までそれを実施する。その後は、それぞれの自治体で財源補填をしながら継続してほしいということですが、どうせやるのなら、本当に国のほうで10分の10を最後までやってほしいというのが自治体の願いでございますけれども、やはりケア労働者の賃金体系も非常に低い状態があると。私どもの会計年度任用職員についても、まだまだ同一労働、同一賃金までは至っていないという部分もありまして、今回、国の制度に乗っかっていこうというのが一つでございます。

ただ、これは私どもの職場だけでなく、地域には福祉施設あるいは介護施設というものもあります。それぞれの事業主のほうでお考えになることではありますけれども、町のほうとしては、こういう制度ができていますよということをそれぞれの事業所のほうにお知らせして、あとは事業者の判断になってこようかなと思いますが、取りあえずその先頭を切って行政のほうで実施に踏み切るということでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 町長は、行政が先頭に立ってこの制度の活用を進めていくのだというふうに最後言われたけれども、先頭に立っていると言いながらも、対象としているのは非正規労働者、会計年度任用職員でしかないわけですね。本体の職員の給与そのものは変えない。

だけれども、国は、先ほども言いましたけれども、看護師にしても介護士にしても、そもそもが、民間の給与は非常に一般の職域の給与から比べても本当に10分の1ほどにしかならない。そこをやっぱりしっかり底上げしなくてはいけないということで、一つは、この制度をつくれ、つくれということで、中途半端ですけれども、ようやくできたわけです。それは、民間で働く労働者だけではなくて、公立の公的施設で働く労働者も該当するのですよということを言っているわけですね。

だから、逆に言えば、行政の職員、保育士であれ、あるいは放課後児童クラブであれ、そこで働く職員の給与も引き上げる必要があると、また引き上げるべきだということになっていて、こういうふうにも書いてあるんです。給与を引き上げたことで、国家公務員

給与改定により見込まれる公定価格の減額分、この４月からですね、減額分に対応する補助を踏まえて、当該減額分を賃金水準に反映しないと。一度引き上げたものを、例えば人事院勧告に基づく、いわゆる公定価格といったものがもし下がっても、それに準じないよということまでわざわざ書いているのですよね。

本当にだから、私、今回の議会に会計年度任用職員のように、今回の補正予算出します、追加予算出しますとなる前の段階では、多分、町としては何も考えていなかったのだと思うのですよ。この制度にのっとった対応というのは。だから当初予算に載ってこないわけですよ、当初の議案にもね。今回、私が議会での質問を取り上げるよということになって、非常に前向きに受け止めてくれたのだと、私、喜んでいました。喜んでいただけだけでも、中身見てびっくりしたのですよ。あれ、非正規職員だけなのと。何で正規職員が入っていないのと。これでは中途半端だし、これで民間の職場の職員の給与まで刺激を与えて引き上げることになるのかと。その辺は、もともと会計年度任用職員の給与なんて安いのですから、上げて当たり前なのです。それしか今上げる算段をしていないというのは、非常に私、残念で仕方ありません。

ケア労働処遇改善にそういう点では乗ったと言いますけれども、半分以上乗っていないという状況だと思います。これは行政としてはちょっとまずいのではないかと。国は、特例事業の趣旨は昨年11月の閣議決定文書にもありますが、賃上げの機運醸成だと言っているのですよね。そういうふうにはなかなかいかない現状になってくるのではないかということもあります。

この点、改めて、３月議会終わってもまだ日にちはありますから、私はしっかりと再検討していただきたいなというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 今回の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業につきましては、公的価格評価検討委員会、国で設置している委員会でございますけれども、こちらの中間報告の中でも、今回の措置の結果も踏まえつつ、さらなる処遇改善に取り組むべきであるというような答申、それから職場で働く人の負担軽減と業務の効率化を進めることも必要、それぞれの分野における費用の見える化やデジタル化等の活用に向けた課題等を検討し、方向性を整理するとしているところということで情報を得ております。

こういったところから、洞爺湖町といたしましては、これらの動向を注視し、保育所や幼稚園などで働きたいと思える職場づくり、環境づくりも重要だというふうに思っておりますので、もちろん賃金の改善等は必要かというふうに私も思っておりますけれども、そういった職場づくり、環境づくりに今後も私どもとしては取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○５番（立野広志君） 実は10月から、例えば保育士でいけば、国が２分の１、道が４分の１、市町村が４分の１となっているのですが、公立の保育所などについては、給与分を地方交付

税で措置するというふうにもなっているのですよ。だからこれがどのくらい地元自治体の負担として最終的に残るか。地方交付税で措置するといっても、額面どおりに地方交付税は来ないではないかと、多分、副町長はそう思っているかもしれませんが、しかし国は地方交付税で措置すると言っているのですから、だから給与を上げて、その後、町の財政が苦しくなるといようなことがどの程度出てくるのかというあたりも、しっかりと試算というのですか検討して、今ほかの職場もそうですよ、一般職、保育だけではない、ここで働いている本町の職員の人たちもそうですけれども、公務員の給与はどんどんどんどん今下げられてきているのですよ。だから民間もそれに倣ってまた下げてしまうのですね。もうお互いに競り合って上げるのではなくて、下げていくのですね。そういう状況になっているからこそ、こういう制度があるときには、しっかりと活用して、基本給与を上げていくという努力は、私は改めて町として行うべきだということで、次の質問に移りたいと思いますが、その前に、こういった財源措置があることも知っていましたか。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 財源措置があるというのは、私どもは承知しておりましたが、ただ、先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、本当にそれが入ってくるのかどうなのかというのは、蓋を開けてみないと分からない、これが現実でございます。

それと、保育所の職員だけを上げて、ほかの職員を上げないということになりましたら、私どもの職員の高揚にも関わってくるという部分もございますので、そこら辺のところはしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 先ほどでやめようと思ったのですが、ちょっと一言言いますね。この間、保育所の職員が採用されても、長い期間働けないで途中で退職されるという方が随分目にしています。仕事の業務量や責任という点からいって、かなりの過重負担になっているなと私は思います。そういう点では、本来なら職員の定数を増やして、もっとゆとりのある保育を行えるような、そういう子育てに対しても行政としては積極的に取り組んでいただきたいわけですが、同時に、働いていて苦勞して、そしてそれなりの給料をいただけるというような環境を私はつくるべきだと思っています。

本当に熟練した保育士が次々と辞めていく姿を見て、この町の保育というのは一体どうなっているのだろうと、非常に不安です。だから、同じ職場、ほかの職場との賃金の格差があってはと言うけれども、少なくとも待遇の問題はしっかりと改善させていかなくてはいけないし、長く働き続けられる環境、待遇を私は実現していただきたい。そのことを改めて申し述べたいと思うし、そのことは引き続き取り組んでいきたいと思っています。

2番目の質問に移ります。

生活保護行政の対応ということで、通告させていただきました。

昨年9月議会で、「町行政としても生活保護の申請について、憲法25条に基づく町民への丁寧な周知を行う考えはないか」ということで質問させていただきました。特に、こ

れについては、札幌市をはじめとして、全国でも次々と「生活保護は権利です。遠慮なく相談してください」と。こうやってポスターまで作って、公共施設や住民に周知をする。そしてまた、扶養照会についても、これは義務ではありませんということも含めて、取り組んでいくように今なっていますが。

では洞爺湖町において生活保護行政、行政といっても、結局、権限は北海道、胆振振興局が持っているわけですが、住民と最も近い存在で、住民の相談窓口として、日夜生活保護行政に関わっているわけですから、当然、町としても生活保護行政についてしっかりと理解し、正しく運用していくことが大事だと思います。その点で、これまで指摘した問題についてどのような対応が取られているのか。まず最初に伺っておきます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） まず今、冒頭のほうでございました周知の方法、こういった媒体かということになります。生活保護の制度につきましては、窓口に来られます相談者の方には、北海道が作成してございます「保護のしおり」といったような冊子がございます。こちらを配付させていただきますとともに、必要に応じた助言を行っているところでございます。このほかに、町といたしまして、町のホームページにおきまして相談、申請方法等の概要について掲載するとともに、保護のしおりのほうにつきましても閲覧、またはダウンロードができるよう周知を図っているところでございます。

なお、前回9月の、今、議員からお話のございましたご質問を受けまして、北海道に働きかけをいたしましたところ、令和3年10月、昨年10月でございますけれども、相談者等にお配りしている、先ほども申し上げました「保護のしおり」という冊子につきまして、より具体的に分かりやすく理解していただけますように内容の改善が図られたところでございます。

また、生活保護の制度につきましては、民生委員のほうにも広く周知されているところでございまして、「民生委員・児童委員の日」活動強化週間とされてございます毎年5月には、町広報紙を通じまして、最も身近な相談員として気兼ねなくご相談いただけますようにということで周知を図っているところでもございまして、民生委員・児童委員には個別に、このほかにもPRカードといったようなものも配付させていただき、見守り等活動、世帯訪問の際に必要な応じてご活用いただいているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 全国的には、新型コロナウイルスの感染が拡大し、事業そのものも先行きが見通せない。また、事業所などで働いていた労働者、非正規の労働者も含めて、こういう方々が、かなりの多くの人たちが職を失う。ですから、今までのような、通常のけがをして働けなくなったとか、あるいは高齢となって年金も十分にもらえないというようなことで生活保護を受ける、申請するという方だけではなくて、本当に現場で今まで働いていたという方々も一時的に生活の困窮に陥って、それを立ち直らせるといいますか生活を立て直した

めに、生活保護を活用するというようなことが今全国的に多くなっているのですね。

ところが、私聞きましたら、洞爺湖町の場合は、生活保護の受給、相談から申請、そして受給決定者の状況を見ますと、それほど変わりがないのですね。これはなぜなのかなど。それだけ頑張って保護を受けないように努力している方も当然いるでしょう。しかし、制度そのものがやはり十分周知されず、やっぱり何となく生活保護を受けることは引け目があって、また窓口での相談もしづらいというような状況にある方も、私も現に何件か話を聞いたことがあります。例えば窓口に来た方に、これはちょっと担当の職員の方には申しわけないけれども、「手持ちのお金が10万円以下になったらもう一回おいで」というようなことを言われたと、それからもう行けないでしまったというような話を聞いている方も実はいまして、やっぱりそういうふうに、相談することそのものも引け目を感じたり、相談しづらいという環境がいまだにあるのですよ。

そういうことがあるので、札幌市などではいろいろ問題があった町ですけれども、しかし「生活保護は権利です。誰でも気兼ねなく相談してください」というポスターも貼り出して、まず相談を受け付ける。そして、まず申請を受け付けると。申請を受けてから審査するわけですから、申請権があるわけです。

そういう意味でいうと、町の対応というのは、先ほど課長が言われたように、保護のしおりを改定したというのは胆振振興局、そして民生委員や児童委員の方々にもPRカードなどを渡して、そういうことを相談者には配っていただく。そういうところに触れなければ目にすることができない、手にすることができないような、そういう周知でしかないのではないかと思います。もっと積極的に取り組むことはできませんか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 今お話のございました札幌市におけるポスターやチラシの対応といったところのお話もございました。この部分につきましては、保護の決定及び実施について所管となってございます北海道のほうにも、前回のご質問の後にも働きかけを行ったところでございます。

今後における対応につきましては、道といたしましては、あくまでも胆振管内限定ということではなくして、北海道全域での取組を踏まえた中で、そういった札幌市の取組といったこともしっかりと参考といたしましょうか確認をさせていただきながら取り組んでいきたいのだと、検討してまいりたいというようなご回答はいただいているところでございます。

町といたしましては、窓口等々における懇切丁寧な対応といったようなお話もいただきましたけれども、道のほうからいただいております取扱いといたしましょうか、そういったものをしっかりと職員側のほうで検証、勉強させていただいた上で、なおかつ相談者の方にはできるだけお手間をかけないような、あるいは今申請は誰でもできるというような話がございましたけれども、過去に、例えば手持ち金がかかなりな状況の中で申請をしましたが、そうしたら却下されてしまったのだよと。何ゆえに窓口の段階でそういった丁寧な説明ができなかったのかといったようなご指摘もいただいたこともございます。

そういったことも踏まえまして、あくまでも窓口の段階におきましては、申請はいつでもできるのですよと。どういう状況でも申請をすることはできるのですけれども、制度としてはこうなっておりますので、却下となる可能性もございますから、申請をしないでいただきたいというお話は一切なくて、申請をされる前に、あくまでも責任を持っている所管である北海道の担当者のほうに、しおりのほうには電話番号等々も載っておりますので、そこで一つご確認をいただいた上で、その辺の対応についてもご本人のほうにしっかりと判断をしていただいた中で対応させていただいているところでございます。

こうしたことから、町といたしましても、今後におきましても民生委員や社会福祉協議会、さらには生活困窮者自立支援事業など、特に胆振管内においては生活就労サポートセンターいぶりというところが、北海道からの委託事業を受けまして生活困窮者に対する手厚いといえるでしょうか、そういった支援事業を積極的に行っているところでもございますので、そういった関係機関としっかり連携をした上で、困窮者の方々に寄り添う効果的な制度の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） うちの町の場合は、結局、生活保護の行政事業そのものが、生活保護自体は、これはもう国の責任で生存権を保障するという大原則の下で行われるわけなのですが、自治体本来の仕事というのは、国がやるべき仕事をいわば法定受託事務として行っていると。市の場合は福祉事務所を置いて、直接窓口を置いて、そこで保護の決定なども行うわけですが、町や村では、こういう規模の町では、北海道の出先機関、振興局などがその業務を行うと。

今、課長が言われたように、以前の答弁にもありますように、結局、最終的な権限、決定権は道が握っているのだと。だから、町としては道に要望するぐらいしかできないのだというようなことを盛んに言っているような気がするのです。

では、住民と直接窓口で接している行政、この町の生活保護の行政というのは何なのだと。単なる道へのパイプ役なのですかと。違うでしょう。本来は憲法にのっとって、生存権を守るために国がやるべき仕事を北海道が法定受託事務、そして洞爺湖町はそのいわゆる窓口となって住民の現状を把握し、それをつぶさに報告し、時にはその改善も求めていくという立場にあるのではないですか。それが、例えばポスターを掲示する、チラシを配布するということも道には言っているよと。だけれども、去年の9月の話ではないですか。それがいまだに北海道は、振興局含めて、何の対応もしていない。しおりの中身を変えましたというぐらいではないですか。

もう既にコロナでこれだけ多くの人たちが生活に困窮している状況がますます増えてきているのだと私は思いますよ。今回もまん延防止措置期間が延長されました。それによって事業者の経営も成り立たない。また、そこで働く労働者の賃金も十分保障できない。当然、生活保護そのものも最後のよりどころとして必要になってくる町民もいるわけですよ。

そういう町民の実態もしっかりと把握し、受け止めて、それに伴う対策というものを胆振振興局にも求める。生活保護の申請の場合、そういったことが必要なのだと思うのです。

課長が先ほど、いみじくも、申請しないでほしいなんていうことは言ったことありませんと。当たり前なのです。申請権はあるのです、国民一人一人にね。ですから、当然申請しないでくださいなどと言えるはずがない。逆に言えば、申請した後にしっかりと審査すればいいわけで、まずは書類を受け取って、そして直ちに生活保護の受給の手続、審査を行うということが必要なのではないのでしょうか。

窓口に来て、また帰されて、やっぱりもう一回窓口に行ってというような繰り返しのないように、ぜひ私は役場の対応としてやるべきではないのかなと思いますし、改めて生活保護行政に対する町の対応、もっと積極的に町民の立場に立って取り組んでいただきたいと思いますのですが、町長いかがですか。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 生活保護に関しては、何回もお話が出ておりますが、生活困窮者、ある一定以下になった場合に誰でも受けられる権利がある事業でございます。これは間違いございません。

ただ、今回の一昨年から発生しております新型コロナウイルス感染症対策で、私どもの町でも生活支援、あるいは事業者支援をしておりましたが、正直言って、生活保護が私も増えてくるかなという思いがありました。ところが、今現在は、前年、前々年度とやや横ばいだという話を聞いておまして、どうしたものかなというふうな感がありましたけれども、先ほど前段で申しました、生活支援あるいは事業者支援にしても、かなりの件数の申請はありましたが、なかなか私どもが考えていた以上の申請が上がってきていないというのが現状でございます。

結果的に、不用額が出て、違う事業のほうに回さなければならないということで議会にもご説明させていただいたかなというふうに思いますが、ただ、やはり権利は権利ですから、遠慮しないで役場にまずは相談していただける、相談しやすいような体制づくりは、やはり私どもしっかり構築していかなければならないなというふうに考えています。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 生活保護では二つ目の点について伺いますが、2015年に生活保護に関する実施要領が改正されました。その中には、除雪を第三者に有償で依頼する場合、生活保護を受けている方の世帯の申請によって、費用の一部が支給できることになったわけです。そういった内容になっているということは、担当の課長などはよくご存じだと思うのですが、けれども、実際に、これまで、2015年からもう今年で7年目になりますが、今年のように雪の多い年もあったし、また少ない年もあったでしょう。でも、そういう中であっても、こういう制度があるということも含めて、十分状況としてどうなっているかということと、特に洞爺湖町は生活保護の3級地の2という地域に該当してきます。そうすると、生活保護認定基準表の中でいっても、除雪費の費用は一時扶助欄に3万2,000円以内というふうに明記され

ているわけです。

さて、これは、実際にこれまで申請されたことがあるのかどうか。実際に支給されたことがあるのかどうか。これも北海道が行っている事業だと、洞爺湖町としては把握していないというふうになってしまうのかどうか、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの制度、国のほうでそのような改正があったといったような認識の部分と、あと除排雪に関する申請者の保護者の方からの実績の部分のところでございます。

まず、北海道の専属のケースワーカーが保護者の世帯の方については担当となりますことから、町といたしましては、お問い合わせがあった場合には直ちにケースワーカーのほうにおつなぎをした上で、迅速な対応が図られるよう現状については努めているといったところでございます。ご質問の除雪費の扶助についてでございますけれども、私どもも、当初のこういうような制度がありますよといった部分については承知しておりますけれども、そもそも改正になった部分の通知につきましては、これは平成27年の改正でございますけれども、北海道のほうから自治体のほうに通知は一切なされておりました。

そういった中で、このたび、どういった改正がなされているのだといったことについて北海道に照会しましたところ、本人または親族や地域の支援では、日常生活に必要な通路や避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合で除排雪に要する費用が発生する場合には、冬季加算認定期間ごとに一時扶助として、先ほど議員のほうからお話がございました3万2,000円の範囲内で支給できることとされているといったことでございました。

したがって、全ての被保護世帯の方が対象とはされていないということでございまして、担当するケースワーカーの方が、被保護世帯の個別の事情、例えば高齢者世帯や障害世帯などで戸建てに居住されておられる場合、あるいは近隣居住者の方から非常に離れた場所にお住まいをされている、または民間のアパートに居住されているといったことなどを総合的に考慮いたしまして、訪問調査時に除排雪の方法などをしっかりと聞き取りをした上で、必要に応じて説明が行われているといったことで伺っております。

また、申請の手続につきましては、要件を満たされますといったような場合については、北海道の所定の様式に基づきまして申請いただくことになっているといったような回答が得られました。

なお、除排雪の実績はどうかといったところでございますけれども、胆振管内におけます令和3年度の実績についてでございますけれども、胆振東部のほうにおきまして、はっきりと今すぐ件数はつかめないのだけれどもということでしたが、数件の支給実績があったというふうに伺っておりますけれども、当町におけます該当者はおられないということで、現時点では支給実績はないという旨で確認しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今回の2015年に生活保護に関する実施要領、平成で言えば27年ですか、改正になったということで、町としては改正された中身は最初から理解できていなかったと、通知がなかったということなのですね。

ただ、実はこういう制度が、例えば、生活保護を受けている、そして単身者というか自分では除雪のできない環境やあるいは身体的な状況の下で、これを申請しようとしても、こういう制度があることすら分からなければ、当然申請はできませんよね。

しおりの中には、簡単にしか書いていなかったのです、最初ね。こういう一覧表、生活保護の生活扶助や、随分計算が今難しくなって、第1類、第2類とか、期末一時扶助とかいろいろ項目ごとにあるのです。この表の中の一番最後の一番下に、何と書いているかといったら、除雪費と書いているのです。そして、それが3万2,000円以内、冬季加算認定期間中と、これだけなのです。

だから、しおりの新しいのが、去年からどういうふうに作られたか私確認していないのだけれども、しおりを改めて受給者の人たちにしっかりと渡して、そして特に今年のように雪が多いときに、自分で雪を排雪することもできないこんな状況にある生活保護世帯の人がどこかの方に有償で除雪を行ってもらって、そしてその費用を出してもらおうと思ったら、まず先に胆振のほうのケースワーカーに最初に言わなくてはいけないのですね。言わないでやると除雪費の対象にならない。必ず何か支出したりする場合には、事前に申告をして、そしてしなければ、補助の対象になりませんよと。こんなようなことまで厳しくされていながら、その中身については、ほとんど分からない。

今、生活保護を受けている人たち、高齢、あるいは自分で除雪のできないような人たちが、どれほど除雪費用の補助があることを知っているか。私は、ほとんどの人は知らないのだと思うのですよ。それを振興局のケースワーカーが訪問の際に、そのことについて除雪が必要なときにはこういう申請をなさいよというふうに話していただいているような話なのですが、現実はそうっていない。

だから、逆に言えば、町の窓口が、決定するのは確かに道かもしれない。でも、その制度があること自体を生活保護世帯に伝えることは、町として十分できるではないですか。

「こういう除雪費用の補助もあるのだよ、必要なときにはいつも来る振興局のケースワーカーの方に電話してごらん」そのぐらいのことは言えるよね。そうやって、やっぱり住民の立場に立って、行政が窓口で対応してやらないと、その決定権は道がやることだから、役場としてはただ道のほうにそういうことをちゃんと世帯の人たちに周知してくださいねと言っているのでは、話にならないのですよ。その点をぜひ私は考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 今、議員からお話ありました生保の受給者の推移は、本当に世界の金融危機以降の急増、あるいは地域の経済によって大きく変動している。特に今回のコロナの関係では、本当に命をつなぐ最後のとりでといっても過言ではないと思います。

今ご指摘ございました。確かに、福祉事務所を持っていないところは北海道だよと。ですけれども、実際に住民と接しているのは私たちですので、当然、福祉行政に携わる者としては、制度を熟知しながら、いつでも相談に乗って、今お話しされたように「こういう制度あるよ」というようなことは十分伝えることはできますので、それらについては、窓口対応含めて、こういう時期で、特に丁寧に住民の皆さんにいろいろな制度含めて、本当に産業振興課含めて持っている経済対策の制度もそうですし、福祉の制度もそうですけれども、いろいろな制度が今コロナの関係で新しくできては時限的にそれが切られていくというようなことで、猫の目のように変わっていついていますけれども、特に生活保護に関係する部分については、本当に最後の命のとりでだというふうな自覚を持って対応していきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 副町長の今の答弁、本当なら町長にちゃんと答えていただければよかったのですが、本当にだから、先ほども言いましたけれども、私、町長に聞いているのですよ。これから選挙に出ようという方ですし、これからの行政をまた担う方なのかもしれないし、どうなるか分かりませんが、やっぱり姿勢というものをしっかりと私は議会を通じて示していただければなと、その点は思っていました。

さて、除雪費のことですが、生活保護のしおりに記載されているということですが、実際に保護を受けているほとんど多くの人には知らないでいるという、私は認識です。一層の周知が必要ではないかということなのですが、実は2月1日、道議会の保健福祉委員会の場で、私ども共産党の道議の真下紀子さんがこの問題を取り上げました。道の保健担当課長の答弁では、「本制度について自治体への丁寧な情報提供など道内全ての福祉事務所においても必要な対応がなされるよう努める」と答弁しています。福祉事務所は持っていませんが、全道の自治体に向けて情報提供すると、道は言っているわけですよ。

ですから、実はその答弁をしてから、これは2月1日ですから、1か月以上たっているのですよ。1か月以上たった答弁なのだけれども、では当町に道などから何らかの丁寧な情報提供、あるいは必要な対応というものが既に発出されているのでしょうか。さらに、生活保護世帯への制度の周知の対応はされているのでしょうか。それを改めて聞きます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの道の議会等々におけます質問の回答における自治体への対応といったところのお話ございましたけれども、胆振管内におきましては、そのような通知につきましては、当町においてもまだお受けはしていない状況でございます。

また、対応云々の部分につきましては、このたびのご質問も受けました中で、振興局の担当のほうにはこういうお話になっているといったことをしっかりとお伝えした上で、当然ながら専属のケースワーカーのほうに改めてしっかりと丁寧な対応をしていただきたいということについて、町のほうからはお願いといいたししょうか、そのような要望をさせていただいているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） もう1か月以上もたっているのですよね。もう本当に、だから道の対応も現状に即していないなど。そういう点でも、地元、特に町民と直接関わっている行政が道に対して言うべきときにはしっかり言うという態度が必要だと。そして、町自身も保護世帯に対する親身な相談と、そして一人一人相談に来る方は何かしら困っているから来るわけで、生活保護だけではなくて、ほかの支援制度も含めて総合的に支援できるような知識と、そして相談業務を行ってほしいということを最後にこの点については述べておきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症対策等の課題とその対応ということで質問させていただきます。

第6波の感染拡大は、従来型の対策や対応の不十分さが際だって明確になったのではないかなと思います。3月6日、昨日の午前中の情報ですけれども、道内の地域感染者が18万2,000人を超えました。そして死者も1,807人というふうに報じられています。日々の感染者数が今幾分減少傾向を示しているとはいえ、特に洞爺湖町など胆振支庁管内の新規感染者が第5波に比べると、今朝のニュースでしたか、100人は超えているという状況ですよね。クラスターも発生していると。そういった点では、本当に予断を許さない深刻な事態であることに変わりないと思います。

北海道は、まん延防止等重点措置というのを新たに2週間延長することを決めましたが、感染者数は全国的に減少傾向にあると言われますが、今沖縄など22県では、再増加の兆しが見え始めているということで、新たなオミクロンの変異株BA.2というのですか、感染力も高くて、これがまた広がりつつあるというような話です。

さて、そういう中で、私は昨年6月、そして9月の議会においてコロナの感染爆発から町民の命と暮らしを守る対策の強化ということを繰り返し述べてまいりました。一つは、感染者の早期把握と感染拡大防止の検査の対応、二つ目は、ワクチンの安全で迅速な接種の対応、三つ目は、事業者や困窮する町民への補償と生活支援などについてです。

その中で、現状の感染者の早期把握と感染拡大防止に関してお聞きしますけれども、第6波が全道的に拡大した折に、保健所や医療機関は重症者の対応などに追われて、保健所は感染経路を特定する疫学調査を同居家族などに限定しました。これによって、感染経路の把握は現場任せとなり、札幌市などでは検査の件数自体が2割ほど減少したというふうに報じられております。

こういう状況の中で、感染の不安のある無症状者の把握というようなことで、道は新たに1月8日からは感染拡大傾向時の1次検査、一般検査ですね、これを行うということで、当町も2か所の薬局が実施していただいています。今の状況では、決してこれで十分だということにはならないと思うのです。特に疫学調査範囲の縮小によって、

濃厚接触者の迅速で正確な把握ができなくなっているのではないかという気がするのですが、まずその点について、その前に道のマニュアルがなぜこのように変更になったかということも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） まず1点目の把握の方法についてでございますけれども、議員のほうからご質問のございました、まん延防止重点措置が実施されてございます。感染が拡大している地域につきましては、保健所が濃厚接触者の特定をする業務につきまして、保健所の業務が逼迫し濃厚接触者の特定を行うことが困難な場合につきましては、陽性者本人の同意を得た際は、陽性者が確認された事業所の管理者が陽性者から行動歴を電話等により聞き取りまして、感染の可能性がある方の選定を行うこととなっております。

それと、2点目のご質問でございますけれども、マニュアルの変更になった要因についてでございますけれども、オミクロン株の急速な感染拡大を踏まえまして、医療の逼迫や社会機能の維持の影響を抑えるため、感染防止対策の徹底が急務であり、保健所が行う濃厚接触者の特定に多くの時間を費やしますと次々と発生する新規感染者への対応、それから重症化リスクのある患者の確認が遅くなるおそれがあることなど、保健所の対応が変更となっているものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 道のマニュアルが変更になった要因というのは、結局は保健所自体が逼迫状況にあると。これ以上、疫学的な検査の対象者を広げることができないということが要因となって現れているということだと思うのですね。

そのために、私は、やはり無症状者については現在の検査能力の抜本的な拡充を本当に急いでいく必要があるなと思うのです。特にリスクの高い高齢者施設や学校、あるいは保育所などで重点的に行うこと。また、抗原検査キットを町民全体に無料配布できる規模で確保すること。当面、保育所や学校、事業所を通じて、こうした検査キットの配布なども行いながら、やはり感染者を早期に発見するという対応が私は必要だと思うのですね。

国のほうは、そういった費用の負担、財源としても地域創生臨時交付金を充てるということを認めているわけですから、経済対策だけではなくて、つまり感染者を早く発見して感染の広がりを抑えるということは、いわゆる経済対策にもつながるといふふうに思うのですね。そういう取組を以前からずっと求めているわけですが、残念ながら町としては独自の対策としては行われておりません。

その点で、一つやる気があるかどうかを伺いたいのですが、先ほど、オミクロン株の派生株BA2、新聞報道にもありましたが、既に市中感染が広がっている可能性もあると。ただ、各保健所は感染経路を特定する疫学調査を縮小しており、実態はつかめていないということなのですね。つまり、方針転換によって感染者の広がりを十分把握し切れていないからこそ、感染がどこで広がっている、どういう経路をたどって感染しているかという

感染経路の特定もできない。それがまた広がりの要因になっていると、こんなことになっているのではないのでしょうか。ぜひ、無症状者を含めた検査の対応について、改めてこれは町長に伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 無症状者の、いわゆる検体検査等々の関係でございますが、これはただいま国のほうが各都道府県を通じてPCR検査、あるいは抗原検査を無症状の方でも検査は受けられますというふうな体制を取っていただいております。北海道においても、胆振管内においても数か所でPCR検査、あるいは抗原検査を無料でできる施設というのが公表されております。

その中の一つに、私どもの町の薬剤師機関のほうでそういうことができているということがございますが、ただいま私どもの町としてPCR検査、抗原検査をやるのか、やらないのかという独自の判断としては、私は、洞爺湖町として無料で町民の皆様の行政検査をやるというところまでは考えておりません。

前に、胆振東部の市町村でPCR検査を1回やった経緯がありました。そのお話を聞いてみたら、無症状のときに検査をやっても無駄だと。やはり発熱があったりだとか、何だとか、そういうときでないと何回も何回も同じ人にPCR検査あるいは抗原検査をしなければならない。それこそ、行政の無駄遣いになってしまうよねという話は聞いたことがございます。

ただ、私どもの町で、今、仮に保育所で誰か園児に反応が出た、あるいは勤務をしている方に反応が出たというときには、すぐに抗原検査を全員にやらせていただいております。それは、今ある薬局のほうの抗原を利用させていただいて、不足するときにはすぐ仕入れていただいて、それぞれ抗原検査で陽性あるいは陰性の判断ができるというものもございます。

それともう一つ、今現在この付近で蔓延しているのがオミクロン株でございますが、これが発熱してから約5日間で熱が下がって陰性になれば、もう大丈夫だろうというふうに言われておりますが、先ほど議員おっしゃいましたBA2と言われているスーパーオミクロンは、なかなか対応が難しいかな。ただ、そういうものになるべく感染しないような感染防止対策をこれからもやはり町民皆さんと一緒になって徹底していくのが一番肝要かなというふうに思っております、特にPCR検査あるいは抗原検査を行政検査でやるかということに関しましては、今のところ考えていないということでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 町内の薬局でPCR検査はしていないのですよね。抗原検査だけです。それで道のホームページを見ましたら、今、町長は1か所と言いましたけれども、2か所になっています。

今お話になった、特に最後のほうで町長が言われたオミクロンについては、5日間そういった症状が出て大体軽くて済んで陰性になるのだという話があるのですが、軽い人はそ

うかもしれない。でも今、重症化して亡くなる方も一定数、全国的にはなかなか減らないでいる。特に高齢者、あるいは内部疾患を持っている人たちも感染すれば、逆に言えば、そういう方たちは重症化していくと。重症化率は低くても、母数が増えれば当然重症化する人も増えていくわけですよ。そのことを考えたら、特に感染力の強いオミクロン株、さらにそれを上回るBA.2ですか、こういうものに備えていくためには、やはり感染しているかどうかを判断するための検査というのは、事前にやらなくてはいけないというふうに思うのです。

実は、感染したかもしれないという方が、どうしたらいいのだろうと。どこに連絡したらいいだろうと。町が毎月出している広報紙とか、それに折り込まれているチラシを見ても、実は一目で分からないのです。自分が感染したかもしれないというときに、どこに連絡したらいいのか、実は分からない。よくよく見ると、かかりつけ医に相談してください、あるいはそうでなければ北海道のコールセンターに問合せてくださいというぐらいしか書いていないのですよ。それを見つけるのにややしばらくかかったのですね。

実は一番大切なのは、経済対策とか感染予防対策と併せて、感染したかもしれないというときにどこに連絡をしたらいいのか、どういう対応をしたらいいのかということを知ることだと思うのです。それを知ろうと思っても、町の広報紙には、それを分かりやすく説明しているのは実はありませんでした。ずっと私、とじ込んでいるのです、ファイルにして。ずっとめくってみた、ない。

そして、その方は札幌のコールセンターに電話しました。「症状が軽い」、「今でも続いているのですか」、「今朝は大丈夫でした」、「それでは検査、医療機関は紹介できません。今でも熱があり、症状がある人しか駄目です」と。だけれども、そういう人でも、例えば多くの子どもたちと接している人たちなんかもいるわけです、仕事で。保育士も介護士もいる。そういう人たちが、もしかしたら自分が一旦感染して、そして今よくなっているかもしれない。でも感染したときにほかの人にうつしているかもしれない。それが心配で、実は検査したいというふうにコールセンターに電話したのだけれども、「今症状が軽ければ医療機関の紹介はしません。あとは自宅で様子見てください」というふうに言われて終わったと言うのですね。

だから実際に、本当に感染者を直ちに把握して、そして検査をし、そして必要ならばしっかりと療養する、保護するという仕組みが、まだまだできていないのですよ。できていないし、今、町長が言われたように、行政自身がそんなことやってたら無駄遣いだと、こんな言い方ですよ。だけれども実際にやっている自治体はあるのですよ。こうやって幅広く定期的に、例えば保育所とか学校とか、そういうところでも。

抗原検査は、私も実はこの前1回受けさせてもらいました。いろいろな方とも接する機会があるものですから。そうしたら、抗原検査の有効期限は1日ですと言われました。1日だけなのだと。2日目にまた検査駄目かなと思って、そうはいかないのですけれどもね。国は何回でも受けてくださいと言うのですよ、書いてあるのです。

だから私、町長が経済対策として直接事業者支援することも必要なのだけれども、感

染を広げないということも、もっと力を入れるべきではないのかなというふうに思うので
すね。

ちょっと時間がなくなってきたので、これと併せて、もう一つ聞きます。ワクチンの接
種です。これはそんなに長々しゃべるつもりはありません。

国は原則2回目以降8か月経過後に3回目接種という閣議決定をいまだに変更していま
せん。そういう中で、自治体が独自にやる分については前倒ししてもいいですよというふ
うにはなっているのですが、当町においては、2回目以降の接種は7か月経過後というこ
とに定めています。そもそも、これ以上の短縮はできなかったのかどうか、このことも併
せてお聞きます。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 今、議員のほうからご質問のございました件でござ
いますけれども、高齢者への3回目の接種につきましては、2月11日より集団接種を開始
してございまして、高齢者施設に入居している方や入院患者へのワクチン接種につきまし
ては、ほぼ完了している状況でございます。

また、7か月経過後の3回目の接種の要因ということでございますけれども、現在、新
型コロナワクチンの3回目接種を進めてございますけれども、一般高齢者の3回目接種に
つきましては、4月3日もしくは4月16日にご予約をいただいている方で、3月19日もし
くは3月27日の時点におきまして2回目の接種の完了から6か月以上経過した方へ、文書
にて前倒しによる接種が可能な旨を2月25日にお知らせしてございまして、希望する方に
つきましては、前倒しの日程により接種ができるよう対応してございます。

また、一般の対象者につきましては、予約枠に空きがあれば高齢者に対する接種が行わ
れている場合であっても、2回目の接種の完了から6か月以上経過している場合につきま
しては、3回目の接種を前倒して行う旨、厚生労働省のほうから通知がございましてことか
ら、一般の高齢者と同様に文書にて、前倒しの接種が可能な旨をお知らせし、希望する方
につきましては前倒しの日程により接種ができるように対応してございます。

なお、今後の予約案内につきましては、高齢者を優先としまして2回目の接種の完了か
ら6か月以上の経過を確認しまして、順次発送することとしてございます。安全かつ迅速
に3回目接種を進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） ちょっと時間がなくなってきましたので、それにしても、もともと国
が大きな要因となって3回目の接種の時期が遅れていると。本来なら、もう高齢者はとっく
に終わっているし、年前に、12月の段階で本当は終わっているはずなのですよ。それが今こ
ういう状況になっているということを改めて指摘したいと思うのです。

さて、3番目の事業者や困窮する町民への補償と生活支援などについての検証についてお
伺いしますが、事業復活支援金なども持続化給付金並みに増額を求めて審査の改善、体制の

拡充、迅速を図るための要請や、そして支援を行うということが大事だと思うのですね。国に対しても、そういった必要な対応を求めていくこと。

そして、もう一つは、いろいろ支援制度があるのだけれども、支援制度が実際にうまく機能しているのかどうか。必要な方が必要な支援を受けられているのかどうか。この辺についても、やっぱり商工会などに委託して事業を行っているわけですが、そういう中にあっても、しっかりと状況を把握する必要があるのではないかなと思うのですね。

例えば生活支援として、緊急小口資金、総合支援資金、生活困窮者自立支援資金、住宅確保給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、そして小学校休業等対応支援金など様々な制度、支援金、給付金があるのですが、あるけれども十分それが生かされているのかどうか。

事業者支援としては、雇用調整助成金、あるいは働いている方が学校等の感染によって休まれたときには、例えば小学校休業等対応助成金というのがありますが、これもなかなか申請しにくいというような状況ですし、現状はどうなっているのかと。事業復活支援金などの活用状況などについても、ちょっと時間がないので一つ一つは丁寧に答えていただけないかもしれませんが、ぜひこれはしっかりと町のほうで調べて、その現状について私どものほうに示していただければと思うのですが、その点について、約束いただけるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 残り時間1分なので、その中でまとめていただきたいと思います。

原コロナウイルス対策室長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 今、ご質問ありました事業復活支援金の迅速化を図るための要請と支援金関係の状況です。

まず、事業復活支援金につきましては、こちらのほうは改めて国のほうに強く要望してまいりたいというふうに考えております。種々総合支援金、休業支援金・給付金、小学校等支援の周知、相談、給付状況なのですが、こちらのほうにつきましては、国の事業でありましてハローワーク、経産省のほうにも確認しましたが、非公開ということで、申請件数、金額等、一切私どもでは掌握できないというような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） これで、5番、立野議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を3時20分といたします。

（午後 3時06分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時20分）

○議長（大西 智君） 引き続き、会議を進めます。

◎同意第7号から同意第16号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、同意第7号農業委員会委員の任命についてから同意第16号農業委員会委員の任命についてまでを一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の1ページ目をお開き願いたいと思います。

同意第7号から同意第16号まで、10件について一括してご提案をさせていただきます。

いずれも農業委員会委員の任命に関する同意でございます。10名の委員のうち認定農業者、こちらは農業改善計画をつくって認定された農業者ということでございますが、過半数を含むという前提条件があり、今回は10名のうち8名が認定農業者となっております。また、1名の方が公募委員となっております。

それでは、1ページからご提案いたしますが、それぞれの方のご経歴については、後ほど順番にご説明をいたします。

初めに、同意第7号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、虻田郡洞爺湖町入江145番地1、澤田英雄氏でございます。

続いて、2ページ目でございます。

同意第8号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町月浦92番地、青山晴重氏でございます。

続いて、3ページ目をご覧ください。

同意第9号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町花和204番地1、田中恭一氏でございます。

続いて、4ページ目でございます。

同意第10号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町川東6番地5、大西俊則氏でございます。

続いて、ページをめくっていただいて、5ページ目でございます。

同意第11号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町洞爺町417番地、佐伯昌彦氏でございます。

続いて、6ページでございます。

同意第12号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町成香64番地、星博明氏でございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、7ページでございます。

同意第13号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町成香464番地、菊地哲也氏でございます。

続いて、8ページでございます。

同意第14号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町香川29番地5、毛利政則氏でございます。

続いて、9ページ目でございます。

同意第15号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町香川5番地、西岡正雄氏でございます。

続いて、10ページ目でございます。

同意第16号農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町洞爺町57番地2、村上正弘氏でございます。

それでは、議案説明資料によりまして各氏のご経歴についてご説明いたします。

議案説明資料の1ページ目をご覧ください。

澤田英雄氏、昭和37年11月12日生の59歳でございます。学歴は、昭和56年3月、北海道立伊達高等学校を卒業されております。職歴は、昭和56年4月、農業に従事され現在に至っております。公職歴は、平成28年4月から洞爺湖町農業委員会委員として現在に至っております。団体歴等は、昭和62年4月、虻田町4Hクラブ部長、平成7年4月、とうや湖農協青年部長、平成26年4月、入江地区農事組合組合長として現在に至っております。

続いて、2ページ目になります。

青山晴重氏、昭和25年5月30日生の71歳でございます。学歴は、昭和44年3月、北海道立伊達高等学校を卒業されております。職歴は、昭和44年4月、農業に従事され現在に至っております。

おります。公職歴は、平成14年7月から平成17年7月、虻田町農業委員会委員、平成19年3月から洞爺湖町農業委員会委員として現在に至っております。平成4年4月から平成18年3月まで虻田町体育指導員、平成18年6月から平成22年3月まで洞爺湖町体育指導員、平成24年8月から洞爺湖町公害対策審議会委員として現在に至っております。また、平成28年11月から洞爺湖町民生委員児童委員として現在に至っております。団体歴等は、昭和50年4月、月浦自治会役員として現在に至っております。

続いて、3ページ目になります。

田中恭一氏、昭和37年3月15日生の59歳でございます。学歴は、昭和57年3月、酪農学園短期大学を卒業されております。職歴は、昭和57年4月、酪農研修、昭和60年3月、農業に従事され現在に至っております。団体歴等は、平成29年1月、とうや湖農協酪農振興会会長並びにとうや湖農協生乳共販委員会会長として現在に至っております。また、令和2年1月、花和自治会役員として現在に至っております。

続いて、4ページ目をご覧ください。

大西俊則氏、昭和35年3月3日生の62歳でございます。学歴は、昭和57年3月、札幌商科大学を卒業されております。職歴は、昭和59年4月、農業に従事され現在に至っております。公職歴は、平成31年4月から洞爺湖町農業委員会委員として現在に至っております。昭和60年4月から西胆振行政事務組合洞爺湖消防団員として現在に至っております。団体歴等は、平成10年4月、とうや湖農協水稻生産部会長、平成26年4月、とうや湖農協水稻生産部会長、平成10年4月、とうや湖農協トマト・メロン部会長、また平成30年4月、川東自治会役員として現在に至っております。

続いて、5ページ目になります。

佐伯昌彦氏、昭和30年3月19日生の66歳でございます。学歴は、昭和53年3月、千葉大学園芸部園芸学科を卒業されております。職歴は、昭和55年4月、農業に従事され現在に至っております。平成12年5月、有限会社ピュアフーズとうや代表取締役社長として現在に至っております。平成17年6月、株式会社マルタ代表取締役社長、令和元年6月、同社代表取締役会長、令和3年6月、同社代表取締役会長を退任されております。公職歴は、平成8年2月から北海道農業士として現在に至っております。平成17年4月から平成23年3月まで北海道食の安全・安心委員会委員、平成30年6月から農林水産省食料・農業・農村審議会、果樹・有機部会委員として現在に至っております。平成29年4月から農林水産省未来につながる農業推進コンクール審査委員として現在に至っております。団体歴等は、平成7年4月、とうや湖農協そ菜連絡振興協議会会長、平成7年4月、とうや湖農協セルリー振興協議会会長、平成14年4月、胆振管内指導農業士・農業士会会長をされております。

ページをめくっていただきまして、6ページをご覧ください。

星博明氏、昭和34年2月2日生の63歳でございます。学歴は、昭和52年3月、北海道立俱知安農業高等学校を卒業されております。職歴は、昭和52年4月、農業に従事され現在に至っております。公職歴は、平成26年2月から平成28年2月まで洞爺湖町まちづくり審議会

委員、平成28年4月から洞爺湖町農業委員会委員として現在に至っております。団体歴等は、平成9年4月、洞爺村立成香小学校PTA会長、また平成25年4月、成香自治会役員をされております。

続いて、7ページ目になります。

菊地哲也氏、昭和49年2月22日生の48歳でございます。学歴は、平成4年3月、とわの森三愛高等学校酪農経営科を卒業されております。職歴は、平成4年5月、株式会社自遊館勤務、同年9月同社退社、同年9月有限会社斉藤エム店勤務、平成19年3月、同社退社、同年4月農業に従事され現在に至っております。団体歴等は、平成25年4月、洞爺湖町立洞爺高等学校PTA会長、平成27年4月、洞爺湖町立とうや小学校PTA会長、平成31年4月、とうや湖農協馬鈴薯部会副会長として現在に至っております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、毛利政則氏でございます。昭和34年1月11日生の63歳でございます。学歴は、昭和52年3月、北海道立倶知安農業高等学校を卒業されております。職歴は、昭和52年4月、農業に従事され現在に至っております。公職歴は、平成21年4月から平成24年3月まで洞爺湖町農業委員会委員をされております。団体歴等は、平成18年4月、とうや湖農協理事、平成21年4月、とうや湖農協洞爺地区担当理事、また令和元年4月、香川自治会役員として現在に至っております。

続いて、9ページでございます。

西岡正雄氏、昭和39年1月18日生、58歳でございます。学歴は、昭和57年3月、北海道立倶知安高等学校を卒業されております。職歴は、昭和57年4月、農業に従事され現在に至っております。公職歴は、平成20年4月から平成22年3月まで洞爺湖町社会教育委員、平成26年8月から洞爺湖町公害対策審議会委員として現在に至っております。平成23年12月から平成25年3月まで洞爺湖町地域福祉計画策定委員会委員、平成28年4月から洞爺湖町農業委員会委員として現在に至っております。団体歴等は、平成11年4月、とうや湖農協青年部長、また平成25年4月から大原自治会役員として現在に至っております。

次に、10ページ目。

村上正弘氏でございます。昭和27年3月24日生の69歳でございます。学歴は、昭和45年3月、北海道立虻田商業高等学校を卒業されております。職歴は、昭和45年3月、伊藤ハム栄養食品株式会社入社、昭和46年4月、同社退社、同年5月、森永商事株式会社入社、昭和50年4月同社退社、昭和51年4月、洞爺村役場奉職、平成18年3月、洞爺湖町役場奉職、平成24年3月に洞爺湖町役場を退職されております。公職歴は、平成24年7月から洞爺湖町廃棄物減量等推進審議会委員として現在に至っております。平成24年10月から平成26年10月まで洞爺湖町洞爺地区振興策検討委員会委員、平成26年4月から洞爺湖町人権擁護委員、また平成28年4月から洞爺湖町農業委員会委員として現在に至っております。団体歴等は、平成10年4月から洞爺第1自治会役員として現在に至っております。

以上、同意第7号から同意第16号まで一括してご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。確認程度の質疑といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第7号から同意第16号までをそれぞれ採決いたします。

この採決は、全て起立によって行います。

初めに、同意第7号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第7号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第8号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第8号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第9号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第9号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第10号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第10号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第11号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第11号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第12号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第12号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第13号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第13号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第14号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第14号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第15号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第15号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第16号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第16号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時43分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員